

平成21年度 農地・水・環境保全向上対策実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p style="text-align: center;">農地・水・環境保全向上対策実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成19年3月30日18農振第1777号農林水産事務次官依命通知 最終改正 平成21年3月13日20農振第1942号農林水産事務次官依命通知</p> <p>第1 趣旨</p> <p>農業の持続的発展と多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第3条の多面的機能をいう。以下同じ。)の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。</p> <p>このような中、農地・農業用水等の資源(農地、採草放牧地及び農業用水並びに農業用排水施設、農業用道路その他の農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源をいう。以下同じ。)については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮を巡る国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。</p> <p>また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。</p> <p>このため、経営所得安定対策等大綱(平成17年10月27日農林水産省決定)及び経営所得安定対策等実施要綱(平成18年7月21日農林水産省決定)に基づき、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」(以下「本対策」という。)を実施する。</p> <p>第2 対策の内容</p> <p>本対策の内容は、次の1から3までのとおりとする。</p> <p>1 共同活動支援交付金</p> <p>別紙1に基づき、地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む組織(以下「活動組織」という。)に対し、交付金を交付する。</p> <p>2 営農活動支援交付金</p> <p>別紙2に基づき、先進的な営農活動に取り組む活動組織に対し、交付金を交付する。</p> <p>3 農地・水・環境保全向上活動推進交付金</p> <p>別紙3に基づき、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、第5に定める地域協議会、都道府県及び市町村に対し交付金を交付する。</p>	<p style="text-align: center;">農地・水・環境保全向上対策実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年3月30日18農振第1778号生産局長及び農村振興局長通知 最終改正 平成21年3月13日20農振第1943号生産局長及び農村振興局長通知</p>	

第3 実施期間

本対策の実施期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第4 対策推進の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 国民理解の促進

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の促進は、食料の安定供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものであり、本対策の実施に当たっては、地域の実情を十分踏まえつつ、農業者、地域住民その他関係者の理解及び協力並びに広く国民の理解を得ながら進めることが重要である。

このため、本対策の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本対策の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、国民の理解の促進に努めるものとする。

(2) 国、地方公共団体、関係団体等の連携

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の促進は、食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

特に、本対策が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本対策を推進するものとする。

2 推進上の留意点

(1) 地域協議会の役割

地域協議会は、別紙1に定める共同活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金」という。)に係る事業及び別紙2に定める営農活動支援交付金(以下「営農活動支援交付金」という。)に係る事業の実施主体として、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金等」という。)を別紙1第4の2に定める対象活動組織に交付するほか、別紙3に定める農地・水・環境保全向上活動推進交付金(以下「推進交付金」という。)に係る事業の実施主体として対象活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

(2) 活動組織の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織は、地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の実施主体として、社会共通資本としての農地・農業用水等の資源を、農村環境の保全等にも役立つよう、さらには、それらの資源を活用した営農活動を一体として、質を高めながら将来にわたり保全するものとし、もって地域の振興に資するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本対策の推進に当たり、地方公共団体としての適切な役割を果たすほか、地域協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うとともに、推進交付金に係る事業の実施主体として、国及び地域協議会との連携の下に本対策が本要綱の趣旨に沿って適切に実施されるよう努めるものとする。

(4) 国の役割

国は、本対策の推進に当たり、適切な役割分担の下、地域協議会及び地方公共団体が行う事務が適正かつ効率的に行われるよう支援及び指導を行うものとする。

第5 地域協議会

- 1 本対策の実施主体として、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。
- 2 地域協議会は、原則一以上の市町村の全域をその区域として、次に定める要件を満たすものであって、都道府県、関係市町村、農業者団体及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとする。
 - ア 代表者が定められていること。
 - イ 原則として、会員に、都道府県、共同活動支援交付金を実施する活動組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業者団体が含まれていること。
 - ウ 共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約(以下「地域協議会規約」という。)その他の規程が定められていること。
 - エ 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - オ イに掲げる組織のうち、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること、又はイに掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。
 - カ 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。
- 3 地域協議会の代表者(以下「地域協議会長」という。)は、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金の交付並びに推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約等を定め、2の要件を満たすことについて、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

第1 地域協議会

- 1 手続
 - (1) 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号。以下「要綱」という。)第5の1の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める手続は、次に掲げる地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約(以下「地域協議会規約」という。)その他の規程を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

なお、地域協議会規約その他の規程は、別記14から別記19までに示した規程例等を参考に作成するものとする。

 - a 地域協議会規約
 - b 事務処理規程
 - c 会計処理規程
 - d 文書取扱規程
 - e 公印取扱規程
 - f 内部監査実施規程
 - (2) 要綱第5の3の農村振興局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。
 - ア 地域協議会の代表者(以下「地域協議会長」という。)は、要綱別紙1に定める共同活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金」という。)要綱別紙2に定める営農活動支援交付金(以下「営農活動支援交付金」という。)及び要綱別紙3に定める農地・水・環境保全向上活動推進交付金(以下「推進交付金」という。)に係る事業を実施しようとするときは、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)をいう。以下同じ。)に会員名簿、地域協議会規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第1号により承認を申請しなければならない。なお、地域協議会規約を変更する場合も同様の手続を経るものとする。
 - イ 地方農政局長等は、アの申請の内容を審査し、要綱第5の2の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、その旨を地域協議会長に通知しなければならない。
 - ウ 地域協議会長は、(1)のbからfまでの規程を変更した場合は、速やかに地方農政局長等に参考様式2号により届け出なければならない。
 - エ 地方農政局長等は、地域協議会が要綱第5の2の要件を欠いたと認められる場合

又は共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認められる場合は、イの承認を取り消すことができるものとする。また、イの承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

2 事務の委託

地域協議会は、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金に係る事務の一部を地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、原則として、当該地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

3 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、共同活動支援交付金の交付の対象となる活動組織（以下「対象活動組織」という。）に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

4 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、対象活動組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

5 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を承継した者は、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、対策に係る国からの各交付金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

6 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、事業計画その他共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、都道府県及び市町村以外の地域協議会の会員は、地域協議会に協力するものとする。

第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県及び地域協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第7 各種施策との連携

地域協議会は、共同活動支援交付金等の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）等の関連諸制度との調和を図るとと

もに、次に掲げる施策と連携しつつ、農地・水・環境の良好な保全と質的向上に努めるものとする。

- 1 農業生産基盤の整備に関する施策
- 2 農村における環境整備に関する施策
- 3 農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策
- 4 農業の担い手に対する経営安定に関する施策
- 5 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策

第8 第三者機関の設置

- 1 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう国に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うため、国に第三者機関を設置する。
- 2 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう地域協議会に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検を行い、並びに活動組織の取組の評価及び指導、助言等を行うため、本対策を実施する都道府県に第三者機関を設置する。

第9 報告

地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、本対策の実施状況等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長及び農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定めるものとする。

附 則(平成19年3月30日付け18農振第1777号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日付け19農振第1835号)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則(平成21年3月13日付け20農振第1942号)

この要綱は、平成21年3月13日から施行する。

第2 第三者機関

要綱第8の第三者機関の構成員は、農地・水・環境の保全と質的向上に係る問題等について高い識見を有する者であって、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金等」という。)の執行に当たって利害を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、共同活動支援交付金等に係る利害関係者を除くものとする。

第3 報告

要綱第9の農村振興局長が別に定める報告は、次に定めるところによるものとする。

1 地域協議会の年度事業報告書及び年度事業計画書の提出

地域協議会長は、毎年度、当該年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業報告書及び次年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業計画書を翌年度の5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、初年度の年度事業計画書は当該年度の4月30日までに地方農政局長等へ提出するものとする。また、最終年度にあつては、当該年度の年度事業報告書を翌年度の5月31日までに地方農政局長等へ提出するものとする。

2 各事業に係る報告

各事業に係る報告は、第4の15、第5の16及び第6の2に定めるところによるものとする。また、地方農政局長等は、必要に応じて地域協議会長に対し、各事業の実施状況について報告を求めることができる。

(別紙1)

共同活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本である。

しかしながら、これらの資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた。

このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要があり、これらの資源の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみでの効果の高い共同活動(以下「共同活動」という。)への支援を行うものである。

第2 事業の仕組み

1 国は、第3に定める対象農用地において第4の3に定める協定に基づき5年間以上継続して共同活動を行う活動組織に対して地域協議会が交付金を交付するために必要な経費に充てるため、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して共同活動支援交付金を交付する。

2 共同活動支援交付金の内容は、基礎支援及び促進費とする。

第3 対象農用地

共同活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内に存する一団の農用地とする。

第4 事業の実施

1 実施方針等

第4 共同活動支援交付金

1 対象農用地

(1) 対象農用地の定義

要綱別紙1第3の対象農用地とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に定める農用地とし、これらを次に掲げる田、畑及び草地に区分する。

ア 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。

イ 「畑」とは、農用地のうちアに定める田及びウに定める草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。

ウ 「草地」とは、牧草専用地及び採草放牧地とする。牧草専用地とは、農用地のうち牧草の栽培を専用とするものであって、播種後経過年数(概ね7年未満)と牧草の生産力から判断して、耕作の目的に供される土地としてみなしうる程度のものとする。ただし、農用地のうち牧草の立毛があるものであっても、作付けの都合により1年から2年の間に限り牧草を栽培している場合は、牧草専用地ではなく「畑」とする。また、採草放牧地とは、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地とする。

(2) 対象農用地の面積の測定

要綱別紙1第3の対象農用地の面積の測定は、別記1に定めるとおりとする。

2 実施方針等

(1) 実施方針及び業務方法書の作成及び承認の手続

地域協議会長は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

- (1) 実施方針
- (2) 業務方法書
- (3) 地域活動指針(共同活動支援交付金で実施することが望ましい活動を体系的に整理したものをいう。以下同じ。)
- (4) 地域活動指針に基づき定める要件等(必要に応じて定める対象活動組織の構成員に係る事項又は共同活動支援交付金の使途に係る事項も含む。)

要綱別紙1第4の1の農村振興局長が定める手続のうち、実施方針及び業務方法書に関するものは、次に定めるとおりとする。

- ア 地域協議会長は、要綱別紙3第3の2の(2)に定める都道府県が作成する地方裁量に係る方針等を踏まえ、次に掲げる項目を内容とする実施方針を作成し、第1の1による地域協議会の設立に関する承認を得た後速やかに、参考様式第3号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
 - a 地域協議会の本事業の実施に関する基本的考え方
 - b 効果的な事業実施に関する事項
 - c その他必要な事項
- イ 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、第1の1による地域協議会の設立に関する承認を得た後速やかに、参考様式第3号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
 - a 共同活動支援交付金に係る地域協議会の業務運営の基本方針
 - b 共同活動支援交付金に係る資金の管理方法
 - c 対象活動組織の共同活動支援交付金の申請等の手続
 - d 共同活動支援交付金の返還等の手続
 - e その他業務運営に必要な事項
- ウ 地方農政局長等は、ア及びイにより申請があった実施方針及び業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。

(2) 実施方針及び業務方法書の変更

地域協議会長は、実施方針及び業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。この場合において、実施方針及び業務方法書の様式並びに実施方針及び業務方法書の承認から承認の通知までの手続については、(1)に準ずるものとする。

(3) 地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等の策定

要綱別紙1第4の1の農村振興局長が定める手続のうち、地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等に関するものは、次に定めるとおりとする。

- ア 地域協議会長は、別記2に定める活動指針、別記3に定める地域活動指針の策定に係るガイドライン、別記4に定める地域活動指針に基づき定める要件の策定に係るガイドライン及び要綱別紙3第3の2の(2)に定める都道府県が作成する地方裁量に係る方針に従い、地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件を策定し、地方農政局長等に参考様式第4号により承認を申請しなければならない。
- イ 地域協議会長は、地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件に加え、対象活動組織の構成員に係る事項又は共同活動支援交付金の使途に係る事項を定めた場合は、アと同様に地方農政局長等に参考様式第4号により承認を申請しなければならない。
- ウ 地方農政局長等は、ア及びイにより申請があった地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。

(4) 地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等の変更

地域協議会長は、地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等を変更しようとするときは、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。この場合において、地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等の様式並びに地域活

動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等の承認から承認の通知までの手続については、(3)に準ずるものとする。

2 対象活動組織

共同活動支援交付金の交付の対象となる活動組織(以下「対象活動組織」という。)は、効果的に共同活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて設立するものとし、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 農村振興局長が別に定める要件を満たす規約を定めること。
- (2) その代表者と対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者(以下「市町村長」という。)との間で、3に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という。)が締結されること。
- (3) (2)の協定締結年度から起算して3年目の年度末までに農村振興局長が別に定めるところにより、体制整備構想(案)を作成し、5年目の年度末までに体制整備構想を取りまとめること。

3 協定

2の(2)にいう協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 協定の締結者の住所及び氏名
- イ 協定期間(原則として5年以上とする。)
- ウ 協定の対象となる資源
- エ 実施計画
- オ その他必要な事項

3 対象活動組織

- (1) 要綱別紙1第4の2の(1)に定める対象活動組織の規約について、農村振興局長が別に定める要件は、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体のほか、当該農用地を所有し、かつ、他人に貸し付けている者若しくは団体、又は当該農用地につき所有し、若しくは収益する権原を有しない者若しくは団体がその構成員となることを定めていることとする。
- (2) 要綱別紙1第4の2の(1)の規約は、参考様式第5号を参考に作成するものとする。
- (3) 要綱別紙1第4の2の(3)の農村振興局長が別に定める手続は、次のとおりとする。
 - ア 対象活動組織の代表者は、要綱別紙1第4の2の(2)の協定締結年次から起算して3年目の年度末までに、地域協議会長に体制整備構想(案)を参考様式第6号により届け出るものとする。
 - イ 対象活動組織の代表者は、要綱別紙1第4の2の(2)の協定締結年次から起算して5年目の年度末までに、地域協議会長に体制整備構想の承認を参考様式第7号により申請しなければならない。
 - ウ 地域協議会長は、イにより申請があった体制整備構想について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、参考様式第8号により対象活動組織の代表者に通知しなければならない。

4 協定

- (1) 協定の内容等
要綱別紙1第4の2の(2)の協定は、参考様式第9号を参考に作成するものとし、その内容については、次の事項を参考に記載する。
 - ア 要綱別紙1第4の3の協定の締結者は、対象活動組織の代表者及び対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者(以下単に「市町村長」という。)とする。
 - イ 要綱別紙1第4の3のウの協定の対象となる資源には、対象活動組織が要綱第1の共同活動(以下単に「共同活動」という。)を実施する農用地(以下「協定農用地」という。)の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに共同活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地及び延長等を記載する。
 - ウ 要綱別紙1第4の3のエの実施計画には、対象活動組織が実施する具体的な共同活動の内容を記載する。
 - エ 要綱別紙1第4の3のオのその他必要な事項には、本事業とは別に市町村が必要に応じて、対象活動組織が実施する共同活動に対して支援又は指導を行う場合等に、具体的な行為等を記載する。
- (2) 協定の変更
要綱別紙1第4の3の(1)の協定締結内容の変更に当たって、対象活動組織の代表者と市町村長との協議を要する事項は次のとおりとし、アからウまでに該当しない事項については対象活動組織の代表者から市町村長へ届出を行うものとする。
 - ア 協定の対象となる資源
 - イ 実施計画
 - ウ その他市町村長が定める事項

4 対象活動等

共同活動支援交付金の対象となる活動は、次に定める基礎支援対象活動と促進費対象活動等からなる。

(1) 基礎支援対象活動

ア 基礎支援対象活動は、協定に位置付けられた実施計画(1の(4)の要件を満たすものに限る。)に基づく活動とする。

イ 共同活動支援交付金の協定の対象となる資源(ウの適用を受ける場合にあっては適用後の資源とする。)に、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成17年4月1日付け16農振第2149号農林水産事務次官依命通知)に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象活動組織(以下「集落協定等関連対象活動組織」という。)は、1の(4)のうち、地域活動指針に基づき定める要件に加え、農村振興局長が別に定める追加の要件を満たすものとする。

ウ 地域協議会長は、対象活動組織からの要望等を踏まえ、対象活動組織に対してア又はイで定める要件に代えて、農村振興局長が別に定めるところにより承認された要件を適用することができるものとする。

(2) 促進費対象活動等

促進費対象活動等は、以下に掲げる活動等であって、協定に位置付けられた実施計画に位置付けた活動等とする。

ア 高度な農地・水向上活動

イ 質の高い農村環境向上活動

ウ 対象活動組織の特定非営利活動法人化

エ 自立的活動実施

5 集落協定等関連対象活動組織における追加の要件

(1) 要綱別紙1第4の4の(1)のイの農村振興局長が別に定める追加の要件は別記5のとおりとする。

(2) 要綱別紙1第4の4の(1)のイの集落協定等関連対象活動組織(以下「集落協定等関連対象活動組織」という。)は、参考様式第9号に代えて参考様式第10号を参考に協定を作成するものとする。

(3) 集落協定等関連対象活動組織に適用される活動の要件は、2の(3)のうち、地域活動指針に基づき定める要件に代えるものとする。

6 特認要件

要綱別紙1第4の4の(1)のウの農村振興局長が別に定める手続は次に定めるとおりとする。

(1) 地域協議会長は、特に必要と認める場合、別記6の特認要件に関する地方裁量に係るガイドライン及び要綱別紙3第3の2の(2)の都道府県が作成する地方裁量に係る方針により、特認要件に関する地方裁量を活用する理由、別記6の第2の1の特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限値等を定め、参考様式第11号により、地方農政局長等に承認を申請することができるものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の申請の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。

(3) 地域協議会長は、(2)により地方農政局長等から承認があった場合、2の(3)のうち、地域活動指針に基づき定める要件に代えて、特認要件を対象活動組織に適用できるものとする。

7 促進費

(1) 促進費対象活動等を実施計画に位置付ける場合には、促進費対象活動等実施計画を参考様式第12号により作成し、実施計画に添付するものとする。

(2) 要綱別紙1第4の4の(2)のアの高度な農地・水向上活動は、農地・農業用水等の資源の部分的補修を行う活動、又は農地・農業用水等の資源の保全及び質的向上を図る活動の効率化につながる活動であって、以下のすべてを満たすものとする。

ア 2の(3)に定める地域活動指針の農地・水向上活動の実践活動に位置付けられる活動であること。

イ 促進費対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け取り組むものであること。

ウ 対象活動組織の構成員自らが実施するものであること。

エ 別記7に定める方法により算出される促進費対象活動の実施に必要な費用の年度ごとの額が概ね30万円以上であること。

(3) 要綱別紙1第4の4の(2)のイの質の高い農村環境向上活動は、農村環境の保

5 交付額

(1) 基礎支援

ア 対象活動組織への基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに掲げる地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する基礎支援に関し、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の とする。また、地方公共団体が国による基礎支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

地目	区分	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,400円	2,800円
	北海道	600円	1,200円
	都府県	200円	400円

全及び質的向上のための施設の設置、改修又は補修を行う活動であって、以下のすべてを満たすものとする。

- ア 2の(3)に定める地域活動指針の農村環境向上活動の実践活動に位置付けられる活動であること。
- イ 促進費対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け取り組むものであること。
- ウ 対象活動組織の構成員自らが実施するものであること。
- エ 別記7に定める方法により算出される促進費対象活動の実施に必要な費用の年度ごとの額が概ね30万円以上であること。
- (4) 要綱別紙1第4の4の(2)のウの対象活動組織の特定非営利活動法人化は、活動組織が本対策の実施期間中に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定された特定非営利活動法人となることであって、法人化目標年次を定め、特定非営利活動法人化に向けての行動計画を添付した促進費対象活動等実施計画に基づき取り組むものであることとする。
- (5) 要綱別紙1第4の4の(2)のエの自立的活動実施は、対象活動組織が本対策の実施期間中に共同活動支援交付金の交付を受けずに協定に位置付けられた実施計画に基づく共同活動の実施に取り組むことであって、あらかじめ自立的活動実施に移行する時期を促進費対象活動等実施計画に定めて取り組むものであることとする。

8 共同活動支援交付金の採択申請等

(1) 共同活動支援交付金の交付について採択を受けようとする対象活動組織の代表者は、共同活動支援交付金の採択申請書を参考様式第13号により作成し、規約及び協定を添付し、採択を受けようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合には、地域協議会長が地方農政局長等に対して、同日までに参考様式第13号の2により届出を行ったときは、当該年度の10月31日)までに地域協議会長に提出するものとする。

(2) 地域協議会長は、(1)の規定による申請を受けたときは、申請書を審査の上、当該対象活動組織に共同活動支援交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに対象活動組織の代表者に参考様式第14号により共同活動支援交付金の採択通知書を交付する。

(3) 共同活動支援交付金の採択申請の内容及び別添の規約又は協定に変更があった場合の事務手続は、次に定めるとおりとする。

ア 対象活動組織の代表者は、地域協議会長から通知された採択通知の内容及び地域協議会長に提出した規約又は協定に変更がある場合(ウの場合を除く。)は、速やかに地域協議会長に参考様式第15号により承認を申請しなければならない。

イ 地域協議会長は、アの申請の内容を審査し、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、参考様式第16号により対象活動組織の代表者に通知しなければならない。

ウ 対象活動組織の代表者は、協定又は規約のうち共同活動支援交付金の交付金額及び交付に係る要件に該当しない変更をしたときは、地域協議会長に参考様式第17号により届出を行うものとする。

ただし、第5の9の(11)のウ本文により、規約又は協定の変更の届出を行った場合には、当該届出を行ったものとみなす。

草 地	北海道	100円	200円
-----	-----	------	------

(2) 促進費

ア 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のアからウまでの活動等は、協定に位置付けられた促進費対象活動等実施計画に定められた平成23年度までに実施する促進費対象活動等を農村振興局長が別に定めるところにより点数化し、その合計に応じた額を活動組織に交付するものとし、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は表中の とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

区 分	促進費に係る国の1対象活動組織当たりの交付単価	促進費に係る国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1対象活動組織当たりの交付単価
100点以上200点未満の場合	10万円	20万円
200点以上の場合	20万円	40万円

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のイの活動等は、協定に位置付けられた実施計画に定められた自立的活動実施に移行する年度に応じて、次の各号に掲げる額とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金についても同様とする。

- a 平成20年度から22年度の各年度に自立的活動実施に移行する場合
5の(1)のアに定める交付額の20パーセント
- b 平成23年度に自立的活動実施に移行する場合
5の(1)のアに定める交付額の10パーセント

6 事務の委託

対象活動組織は、共同活動支援交付金に係る事務の一部を原則として当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

7 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

8 実施状況の確認

(1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項の実施状況について、農

(4) 要綱別紙1第4の5の(2)の農村振興局長が別に定める点数とは次に掲げるとおりとする。

- ア 高度な農地・水向上活動
活動を実施する年度ごとに20点とする。
- イ 質の高い農村環境向上活動
活動を実施する年度ごとに20点とする。
- ウ 対象活動組織の特定非営利活動法人化
法人設立年度により、以下のとおりとする。

法人設立年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
点 数	60点	50点	40点	30点	20点

9 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙1第4の7の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに参考様式第18号により行うものとする。
- (2) 対象活動組織の代表者は、(1)の報告を行う場合、別記8を参考に作成するものとする。

10 実施状況の確認

(1) 市町村長は、要綱別紙1第4の3の協定に定められた事項の実施状況の確認につ

村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

(2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、地域協議会長に報告するものとする。

9 共同活動支援交付金の返還

(1) 対象活動組織が基礎支援対象活動及び促進費対象活動等を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、地域協議会長は、農村振興局長が別に定める基準により、共同活動支援交付金の返還等の措置を講じるものとする。

(2) 地域協議会長は、対象活動組織が共同活動支援交付金を返還するような事態を防止するため、協定で定められた事項が遵守されるよう指導するものとする。

いて、9の(1)に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。

(2) 市町村長は、要綱別紙1第4の3の協定に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、対象活動組織の代表者に対し参考様式第19号により通知し、また、地域協議会長に対し参考様式第20号により報告するものとする。

(3) 実施状況の確認の方法及び実施状況の確認の実施体制については、別記8のとおりとする。

11 共同活動支援交付金の返還

(1) 共同活動支援交付金の返還

要綱別紙1第4の9の(1)の農村振興局長が定める基準は次に掲げるとおりとする。

ア 協定の対象となる資源に記載された協定農用地及び農業用水路その他の農業用施設に対する対象活動組織の共同活動が要綱別紙1第4の1の(4)に定める要件を満たさないことが確認された場合は、原則として、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)及び(2)の交付金の全部を協定認定年度に遡って返還するものとする。ただし、協定農用地のうち農振農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域内の農用地をいう。以下同じ。)が転用等により減少した場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)の交付金のうち当該協定農用地のうち農振農用地部分に相当する交付金を協定認定年度に遡って返還するものとする。

イ 要綱別紙1第4の2の(3)の体制整備構想(案)又は体制整備構想が作成されなかった場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)及び(2)の交付金の一部又は全部を協定認定年度に遡って返還するものとする。なお、体制整備構想(案)が作成されなかった場合、当該年度以降の共同活動支援交付金の交付は行わないこととする。

ウ 共同活動支援交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施及び体制整備構想の策定以外の目的に使用されていると認められた場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(1)及び(2)の交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施及び体制整備構想の策定以外の目的に支出された交付金に相当する金額を返還するものとする。

エ 要綱別紙1第4の4の(2)のアからウまでの促進費対象活動等に係る促進費の交付を受けた対象活動組織については、平成23年度末までに履行が確認された促進費対象活動等を第4の8の(4)に定めた基準により点数化し、その合計が100点に満たないことが確認された場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(2)のアの交付金の全部を協定認定年度に遡って返還するものとする。

オ 要綱別紙1第4の4の(2)のアからウまでの促進費対象活動等に係る促進費の交付を受けた対象活動組織のうち協定に促進費対象活動等の点数の合計が200点以上となる活動を位置付けた対象活動組織については、平成23年度までに履行が確認された促進費対象活動等を第4の8の(4)に定めた基準により点数化し、その合計が100点以上かつ200点に満たないことが確認された場合は、対象活動組織に対して交付した要綱別紙1第4の5の(2)のアの交付金の半分を協定認定年度に遡って返還するものとする。

(2) 返還の免責事由

(1)において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、共同活動支援交付金の返還を免除することとする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該対象活動組織については、当該年度以降の共同活動支援交付金の交付は行わないこととする。

(3) 返還の手続

地域協議会長は、対象活動組織が共同活動支援交付金を返還する必要がある場合には、当該対象活動組織の代表者に速やかに通知し、地域協議会長が交付した共同活動支援交付金を返還させることとする。

10 証拠書類の保管

(1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、共同活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を共同活動支援交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。

(2) 共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

12 共同活動支援交付金の会計経理

(1) 証拠書類の保管

地域協議会及び共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、次の証拠書類を保管するものとする。

ア 地域協議会

- a 予算書及び決算書
- b 共同活動支援交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- c その他共同活動支援交付金に関する書類

イ 共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織

- a 金銭出納簿
- b 領収書等支払を証明する書類

(2) 会計経理の適正化

共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 共同活動支援交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。

イ 共同活動支援交付金の使用は、協定に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(3) 共同活動支援交付金の清算

対象活動組織は、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

また、実施要綱別紙1第4の4の(2)のイの自立的活動実施に取り組む場合については、自立的活動実施に移行する前年度末に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

(4) 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して共同活動支援交付金として交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して国の共同活動支援交付金を交付するものとする。

13 地域協議会の資金

(1) 資金の積立て

地域協議会は、国から交付される共同活動支援交付金の全額を資金として積み立てるものとする。

(2) 資金の管理・運用

ア 地域協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。

イ 地域協議会は、本資金以外の資金の積立てを行う場合には、別の勘定を設けな

第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、国の共同活動支援交付金により積み立てた資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

営農活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

本事業は、こうした状況を踏まえ、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と一体的に、化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図ることを目的とする。

ればならない。

- ウ 地域協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- エ 地域協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
- オ 地域協議会は、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

14 共同活動支援交付金の交付方法

- (1) 国は、対象となる農用地の総量及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会が資金を積み立てるための経費として交付金を交付する。
- (2) 地域協議会は、共同活動を実施する対象活動組織からの交付申請に基づき、要綱別紙第4の5の(1)のアの合計額及び(2)のアの額の範囲内で対象活動組織に交付金を交付する。
なお、地域協議会長は、参考様式第21号により、共同活動支援交付金に係る所要額調書を作成し、毎年度5月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、平成19年度においては、7月末日までに提出するものとする。

15 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

要綱別紙1第6の農村振興局長が別に定める報告は、次によるものとする。

(1) 事業の実施状況報告書

- ア 対象活動組織の代表者は、毎年度、参考様式第22号により、共同活動支援交付金に係る実施状況調書を作成し、9の(1)により提出する実施状況の報告に添付し、市町村長に提出するものとする。
 - イ 市町村長は、毎年度、アにより提出のあった共同活動支援交付金に係る実施状況調書を、10の(2)により報告する実施状況の確認結果に添付し、地域協議会長に提出するものとする。
 - ウ 地域協議会長は、毎年度、イにより提出のあった共同活動支援交付金に係る実施状況調書及び10の(2)により報告のあった実施状況確認書を取りまとめ、参考様式第23号により、当該事業を実施した翌年度の5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 資金管理状況報告書
- 地域協議会長は、毎年度、積み立てた資金の収支を取りまとめて参考様式第24号により、資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、第3の2に定める対象農用地において、別紙1第4の3に定める協定に定められた取組に加え、まとまりをもって化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組を行う対象活動組織に対し、地域協議会が交付金を交付するために必要な経費に充てるため、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して営農活動支援交付金を交付する。
- 2 営農活動支援交付金は、営農基礎活動支援及び先進的営農支援からなるものとする。

第3 対象地域及び対象農用地

- 1 対象地域
営農活動支援交付金の交付の対象となる地域は、環境保全を重視した農業生産の推進等により地域環境の保全を図ることを内容とした農村振興局長及び生産局長(以下「農村振興局長等」という。)が別に定める計画が策定されている地域とする。
- 2 対象農用地
営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地は、対象地域内に存する農用地であって、対象活動組織が別紙1第4の4に定める対象活動を実施する農用地区域内の農用地とする。

第4 事業の実施

- 1 実施方針等
地域協議会長は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - (1) 実施方針
 - (2) 業務方法書

第5 営農活動支援交付金

- 1 地域環境の保全を図ることを内容とする計画の策定
要綱別紙2第3の1の農村振興局長及び農林水産省生産局長(以下「農村振興局長等」という。)が別に定める計画とは、次に掲げる事項のすべてを満たす計画とする。
 - (1) 都道府県又は市町村が作成し、又は作成に関与した計画であること。
 - (2) 地域の環境保全上の課題、本課題の解決に向けて取り組むべき営農上の取組及び取組目標が明記されていること。
- 2 営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地
営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地の面積の測定は、別記9に定めるとおりとする。
- 3 実施方針等
 - (1) 実施方針及び業務方法書の作成及び承認の手続
要綱別紙2第4の1の農村振興局長等が定める手続は、次に定めるとおりとする。
 - ア 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする実施方針を作成し、第1の1による地域協議会の設立に関する承認を得た後速やかに、参考様式第25号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
 - a 地域協議会の本事業の実施に関する基本的考え方
 - b 効果的な事業実施に関する事項
 - c その他必要な事項
 - イ 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、第1の1による地域協議会の設立に関する承認を得た後速やかに、参考様式第25号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
 - a 営農活動支援交付金に係る地域協議会の業務運営の基本方針
 - b 営農活動支援交付金に係る資金の管理方法
 - c 対象活動組織の営農活動支援交付金の申請等の手続
 - d 営農活動支援交付金に係る交付金の返還等の手続
 - e その他業務運営に必要な事項
 - ウ 地方農政局長等は、ア及びイにより申請があった実施方針及び業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。
 - (2) 実施方針及び業務方法書の変更
地域協議会長は、実施方針及び業務方法書を変更しようとするときは、地方農政

局長等に承認を申請しなければならない。この場合において、実施方針及び業務方法書の様式並びに実施方針及び業務方法書の承認から承認の通知までの手続については、(1)に準ずるものとする。

4 協定

(1) 協定の内容

要綱別紙2第4の2の(1)の協定の内容は、次のとおりとし、営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織は、協定の内容に、第4の4の(1)に定める事項に加え、これを記載するものとする(この場合、参考様式第9号に代えて参考様式第26号を参考に作成するものとする。また、要綱別紙1第4の4の(1)のイの集落協定等関連対象活動組織は、参考様式第10号に代えて参考様式第27号を参考に作成するものとする。)

ア 要綱別紙1第4の3のウの対象となる資源として、営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地(以下「営農活動対象区域」という。)の所在地及び面積を記載するものとする。

イ 要綱別紙1第4の3のエの実施計画として、営農活動支援交付金の対象となる活動に係る実施計画を記載するとともに、営農活動計画を作成するものとする。

(2) 営農活動対象区域の設定

ア 営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織は、協定農用地又は第4の1の対象農用地(以下「協定農用地等」という。)の範囲内において、次のいずれかの要件を満たす一団の農用地を営農活動対象区域として設定するものとする。

a 協定農用地等の範囲と同一の一団の農用地

b 一以上の農林業センサスにおける農業集落又は字等の行政区域内の農用地をすべて含む一団の農用地

イ 地域の土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況等から、アによる設定が適当でないと認められる場合にあっては、アの要件を満たす農用地から一部を除外した、営農上の一体性を有する一団の農用地を営農活動対象区域として設定することができるものとする。

(3) 協定の変更

次に示す協定締結内容の変更にあたっては、双方の協議を行うものとし、アからウまでに該当しない変更については対象活動組織の代表者から市町村長へ届出を行うものとする。

ア 営農活動対象区域の変更

イ 実施計画の変更

ウ その他市町村長が定める事項に係る変更

(4) 営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等の一覧

要綱別紙2第4の2の(2)の農村振興局長等が別に定める事項とは、活動組織の構成員となっている農業者又は法人(以下「農業者等」という。)のうち、本人又はその世帯員(法人の場合は、法人)が営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等(営農活動対象区域内に経営耕地を持たず、委託を受けて農作業を行う農業者等を除く。ただし、水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号経営局長通知)第3の2の(1)のイの(イ)の から までの条件をすべて満たす農作業委託契約に基づき委託を受けて農作業を行う農業者等については、これを含めることができる。)の一覧とする(参考様式第28号)。なお、同一

2 対象活動組織

営農活動支援交付金の交付の対象となる活動組織は、別紙1第4の5の(1)の基礎支援の交付を受ける活動組織(別紙1第4の4の(2)のエの自立的活動実施に移行した活動組織を含む。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 別紙1第4の3に定める内容に加えて、農村振興局長等が別に定めるところにより、営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地(以下「営農活動対象区域」という。)、営農活動支援交付金の対象となる活動に係る実施計画等の内容を備えた協定を、対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者との間で締結していること。

(2) 別紙1第4の2の(1)の規約について、農村振興局長等が別に定める事項が記載されていること。

3 対象活動

営農活動支援交付金の交付の対象となる活動は、協定に位置付けられた実施計画に基づき、支援の要件となる取組として農村振興局長等が別に定めるものを実践する対象活動組織が行う次の活動とする。

- 世帯の農業者が複数含まれる場合には、本一覧の中では一世帯一農業者となるよう調整を行うものとする。
- (5) 営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等の一覧の作成に係る市町村長の指導
- 市町村長は、(4)の営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等(以下「営農活動対象区域内農業者」という。)の一覧の作成が適正に行われるよう指導を行うものとする。
- 5 支援の要件となる取組
- (1) 支援の要件となる取組
- 要綱別紙2第4の3の農村振興局長等が別に定める取組とは、次に掲げるア及びイの取組とする。
- ア 営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家(法人を含む。以下同じ。)のうち(2)のアの要件のいずれかを満たす農家(以下「区域内対象農家」という。)の8割以上が、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知)1の(2)の農業環境規範に基づく点検の実施に加え、営農活動対象区域内で(2)のウに定める環境負荷低減に資する取組のうち対象活動組織が選定し協定に記載した取組のいずれかを(2)のオに定める期間内に実践すること。
- イ (3)に定める基準以上のまとまりをもって、要綱別紙2第4の3の(2)のア又はイの先進的な取組(以下「先進的な取組」という。)を行うこと。
- (2) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組
- ア (1)のアの要件とは、次のとおりとする。
- a 経営耕地面積(経営耕地面積には、水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の2の(1)のイの(イ)の から までの条件をすべて満たす農作業委託契約に基づき他の者から農作業の委託を受けた農用地の面積を含めることができる。以下同じ。)が30アール以上であること。
- b 別記10の先進的な取組に係るまとまりの程度の判定の対象となる活動として先進的な取組を実践していること。
- なお、aの要件を満たす農家のうち、次に掲げる農家については、区域内対象農家から除外することができるものとする。
- (a) 営農活動対象区域において飼料作物又は牧草の生産のみを行っている主として養畜の業務を営む農家
- (b) 営農活動対象区域において地域の施肥、防除の実態から慣行として化学肥料又は化学合成農薬を使用していないと都道府県が認める作物のみを生産する農家
- イ 次に掲げる農家等については(1)のアの環境負荷低減に資する取組を実践した農家として取り扱うことができるものとする(対象活動組織は、次のa又はbの特例を利用しようとする場合、添付様式50-1又は添付様式50-2に、それぞれ参考様式第29号又は参考様式第30号を追加するものとする。)。ただし、本措置により環境負荷低減に資する取組を実践した農家として取り扱うこととした農家が、区域内対象農家に含まれていない場合にあっては、これを含めた農家の8割以上が環境負荷低減に資する取組を行うことが必要となる。
- a 農家が、営農活動対象区域内の農用地について利用権の設定等(水田・畑作経営所得経営安定対策実施要領第3の2の(1)のイの(イ)の から までの条件を

すべて満たす農作業受委託契約の締結を含む。)を行い、当該農用地において環境負荷低減に資する取組を行う場合、当該農家に対して農用地の利用権の設定等を行っている農家(アの要件を満たしていなくともよいが、その世帯員が活動組織の構成員であることが必要。)

b 法人が営農活動対象区域内で環境負荷低減に資する取組を行う場合、当該法人の構成員のうち、当該環境負荷低減に資する取組に従事している構成員(この場合、法人に代えて当該法人の構成員を環境負荷低減に資する取組を実践する農家として取り扱うものとする。)

ウ (1)のアの環境負荷低減に資する取組は、次のとおりとする。

a ほ場からの環境負荷の流出を抑制する取組

浅水代かきの実施

無代かき栽培の実施

不耕起栽培の実施

カバークロップの作付け

クリーニングクロップの作付け

あぜ塗りの実施(あぜシートの活用)

b 有機物資源の循環利用の促進を通じて環境負荷の低減に資する取組

たい肥等有機質資材の施用

緑肥作物の利用

c 化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を通じて環境負荷の低減に資する取組

肥効調節型肥料の施用

肥料の局所施用

有機質肥料の施用

土壌診断に基づく施肥

機械除草

除草用動物の利用

生物農薬の利用

対抗植物の利用

被覆栽培の実施

フェロモン剤の利用

マルチ栽培の実施

光利用技術の利用

抵抗性品種・台木の利用

熱利用土壌消毒技術の利用

温湯種子消毒技術の利用

栽培施設周辺の除草

土壌還元消毒技術の利用

d 環境負荷低減に資する製品を利用する取組

リサイクルプラスチックの利用

生分解性プラスチックの利用

e その他地域協議会長が特に環境負荷低減に資すると認める取組(以下「特認取組」という。)

エ ウのeの特認取組を設定する際の手続は次のとおりとする。

a 地域協議会長は、参考様式第31号により特認取組の内容、特認取組の環境負荷低減効果、特認取組を追加することが必要な理由を記載の上、4月末日(平成19

年度においては6月末日)までに地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に承認を申請するものとする。

b 地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)はaにより申請のあった特認取組について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知する。

オ (1)のアの期間は、4の(1)のイの営農活動計画に記載された次のいずれかの期間とする。また本期間は、原則として協定期間中に変更することができないものとする。

a 支援対象年度と同一の4月から翌年3月までの期間

b 支援対象年度内に収穫される農産物の生産過程等(農産物の生産過程(農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほか場管理をいう。)と同一の期間

(3) 先進的な取組に係るまとまりの基準

ア (1)のイのまとまりの基準は、次のとおりとし、まとまりの判定に当たっては、地域の実態に応じて、各営農活動対象区域ごとにいずれかを選択することができることとする。

a 作物ごとにみたまとまりの基準

作物ごとにみて、先進的な取組が営農活動対象区域内で当該作物の作付けを行っている農家の概ね5割以上の農家により取り組まれていること。

b 作物全体でみたまとまりの基準

先進的な取組が、営農活動対象区域内の作物の作付面積の2割以上の面積で実施されており、かつ、営農活動対象区域内で農業経営を行う農家の3割以上の農家により取り組まれていること。

イ まとまりの程度の判定の方法については、別記10のとおりとする。

(4) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合

ア 慣行レベル

要綱別紙2第4の3の(2)のアの地域の慣行については、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日付け4食流第3889号農蚕園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知)に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定することとする(必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。)

また、都道府県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。

なお、化学肥料又は化学合成農薬のうち、いずれか一方の資材を慣行的に使用していない作物については、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合に限り、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

a 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量の合計とする。

b 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

ウ 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

a イにかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業において、植物防疫対策事業の運用について（平成17年4月1日付け16消安第9491号消費・安全局長通知）第4の1の（3）のイの（イ）に定める警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

b 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）別表2の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

c 化学合成農薬不使用の種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、慣行レベルとして利用するものとする。

（5）化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定については、別記11のとおりとする。

（6）化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

ア 要綱別紙2第4の3の（2）のイの活動は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減する取組以外の取組であって、次に掲げる要件を満たすものとして、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が承認した取組、不耕起栽培と冬期湛水を組み合わせた取組及び秋期における稲わらすき込みと冬期湛水を組み合わせた取組とする。

a 環境負荷の低減又は環境保全に著しい効果が認められること

b 現場の普及度合いからみて一定の先進性が認められること

イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組の申請手続、不耕起栽培と冬期湛水を組み合わせた取組及び秋期における稲わらすき込みと冬期湛水を組み合わせた取組については、別記12のとおりとする。

（7）地域協議会による要件の設定

ア 地域協議会は、地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全を推進する観点から、（1）で定める取組に、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。

イ 地域協議会は、地域における米の生産調整の推進に係る施策との整合を図るため、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。

（1）対象活動組織が営農活動対象区域内で行う環境負荷低減に向けた推進活動（営農基礎活動）

6 支援の対象となる環境負荷低減に向けた推進活動

（1）要綱別紙2第4の3の（1）の「環境負荷低減に向けた推進活動」は、次のとおりとする。

- ア 環境負荷低減に向けた取組に関する検討会や消費者との意見交換会等の開催
- イ 技術研修や先進地調査等の技術の習得等に関する研修
- ウ 技術指導マニュアル、普及啓発資料等の作成及び配布
- エ 技術実証ほの設置等の環境負荷低減技術の実証及び調査
- オ 先進的な取組の展示効果を高めるための標示
- カ 先駆的農業者等による技術指導
- キ 土壌、生物等の調査分析
- ク 環境負荷低減に向けた推進活動として地域協議会が特に必要と認める活動（以下「特認活動」という。）

(2)(1)のクの特認活動を設定する際の手続は、次のとおりとする。

- ア 地域協議会長は、参考様式第37号により、特認活動の内容及び環境負荷低減に向けた推進活動として特認活動を支援対象とすることが必要な理由を記載の上、4月末日（平成19年度にあっては6月末日）までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に承認を申請するものとする。
- イ 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、アにより申請のあった特認活動について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知する。

(2) 農村振興局長等が別に定める農家がまとまりをもって営農活動対象区域内で行うア又はイの先進的な取組(先進的な取組)

- ア 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動
- イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資するものであって、農村振興局長等が別に定める活動

7 支援の対象となる先進的な取組

(1) 支援の対象となる農家の要件

要綱別紙2第4の3の(2)の農村振興局長等が別に定める農家とは、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家であって、次のすべてに該当する農家とする。

- ア 経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家であること。
- イ 当該農家の世帯員（法人の場合は、法人）が、先進的営農支援の対象となる作物について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第10号。以下「持続農業法」という。）第4条第1項の認定を受けている農家であること。

(2) 標示票の設置

先進的営農支援の対象となる先進的な取組を行う農家又は対象活動組織は、営農活動支援交付金の交付の対象となる先進的な取組を行っているほ場であることが明らかになるよう、ほ場における支援対象作物の栽培期間中、標示票を設置するものとする。

(3) 委託を受けて農作業を行う組織等の取扱い

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体及び水田・畑作経営所得安定対策による支援を受ける水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1の(2)の委託を受けて農作業を行う組織（以下「委託を受けて農作業を行う組織」という。）については、これを法人と同様に経営体とみなして取り扱うことができるものとする。なお、ここでいう水田・畑作経営所得安定対策による支援を受ける組織とは、水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金の交付を受けた組織又は水田・畑作経営所得安定対策実施要領第4の1の(3)に定める対策加入者管理コードを付与した旨を通知された書類の写し、若しくは対策加入者管理コードを付与された水田・畑作経営所得安定対策加入者に係る加入申請書の写し及び同実施要領別紙2の第1に定める書類を有する組織とする。

また、当該委託を受けて農作業を行う組織は、法人格を持たないことから、持続農業法第4条第1項の認定を受けることができないが、共同販売経理が図られている農作物について、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（農地・水・環境保全向上対策用）」（以下「導入計画」という。参考様式第38号）を作成し、土づくり、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせて、先進的な取組を行えば、（1）のイの要件を満たすものとして取り扱うこととする。

なお、委託を受けて農作業を行う組織については、4の（4）の耕作の業務を営む農業者等の一覧の作成、5の（1）のアの要件の判定及び別記10の先進的な取組に係るまとまりの程度の判定に当たって、法人とみなし取り扱うものとする。

また、5の（2）のイのa及び別記10の第3の1の規定の適用に当たっては、委託を受けて農作業を行う組織の構成員の農地であって、共同販売経理化が行われている農地については利用権の設定等が行われた農地と同様に取り扱うものとする。

イ（1）のイの農家には、世帯員（法人の場合は、法人）が、農業を営む者であって、先進的営農支援の対象となる作物について、アの導入計画を作成し、土づくり、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせて、先進的な取組を行う農家を含むものとする。

ウ 対象活動組織の代表者は、ア及びイの導入計画を9の（1）の生産計画の提出時までに、参考様式第39号により市町村長に提出するものとする。

エ 導入計画の提出を受けた市町村長は、参考様式第40号により都道府県知事又は都道府県知事の委任を受けた者（以下「都道府県知事等」という。）に技術的な意見を求めるものとする。

オ 導入計画に関する意見の照会を受けた都道府県知事等は、持続農業法に基づく計画認定と同様な基準により、計画の内容についての確認を行い、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（農地・水・環境保全向上対策用）に対する意見書」（参考様式第41号）を市町村長に対して通知するものとする。

カ オの都道府県知事等の意見書の提出を受けた市町村長は、速やかにこれを対象活動組織の代表者に参考様式第42号により通知するものとする。

4 交付額

(1) 営農基礎活動支援

ア 対象活動組織への営農基礎活動支援に係る国の営農活動支援交付金の交付額は、活動組織内に設定された営農活動対象区域の数に、国の当該交付金による交付単価10万円を乗じて得た額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する営農基礎活動支援に関し、地方公共団体が国による当該支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、20万円とする。

なお、国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

(2) 先進的営農支援

ア 対象活動組織への先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金の交付額は、イに掲げる作物ごとの営農活動支援交付金の交付単価に、それぞれ該当する営農活動対象区域内における先進的な取組の実施面積を乗じて得た額の合計額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する先進的営農支援に関し、これに係る国

8 営農活動支援交付金の交付の対象となる先進的な取組の実施面積の算定方法

要綱別紙2第4の4の（2）の先進的な取組の実施面積の算定は、次のとおり行うものとする。

（1）播種を行う年度と収穫を行う年度が異なる作物については、収穫がすべて終了した年度に支援を行うことから、先進的な取組の実施面積は、支援の対象年度に先進的な取組により収穫された作物の作付面積の合計とする。

の当該交付金の交付単価は、次に掲げる表中の（3の（2）のアの活動とイの活動の交付単価は同一とする。また、アの活動とイの活動を併せて行った場合の交付単価は、アの活動又はイの活動のみを行った場合の交付単価と同一とする。）とする。また、地方公共団体が国による当該支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の とする。

なお、国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

作物区分	先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
水稲	3,000円	6,000円
麦・豆類	1,500円	3,000円
いも・根菜類	3,000円	6,000円
葉茎菜類	5,000円	10,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円	18,000円
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円	40,000円
果樹・茶	6,000円	12,000円
花き	5,000円	10,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円	3,000円

ただし、同一作型の作物であって、地域で収穫時期が年度をまたぐ場合、対象作物の収穫がすべて終了した年度において、前年度に収穫を終了した面積を含めて支援を行うことができるものとする。

(2) 一年間に複数回、播種・定植及びこれに伴う収穫を行う作物については、播種・定植から収穫までを一作とした作付延べ面積を用いることとする。

9 営農活動支援交付金の採択申請等

(1) 営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、毎年度先進的な取組を行おうとする農家について肥料及び農薬の使用計画等が記載された生産計画（参考様式第43号）を取りまとめ、**取組農家数や取組面積を取りまとめた営農活動取組実践計画（添付様式50-1又は添付様式50-2）**（以下「取組実践計画」という。）のほか、**営農活動支援交付金の交付を受けようとする初年度にあっては4の（1）のイに定める営農活動計画の案、当該営農活動計画を変更する場合には、その変更の案**とともに、原則として当該作物に係る生産過程の開始前であって

市町村長が都道府県知事と協議して定める期日（永年性作物にあっては、原則として前作の収穫がすべて終了する前とし、市町村長が都道府県知事と協議して定める期日）までに、参考様式第44号により市町村長に提出するものとする。なお、市町村長が都道府県知事と協議して定める期日は、（9）の営農活動支援交付金の採択申請書を対象活動組織の代表者が提出する年度にあっては、当該申請書の地域協議会長への提出の期限である6月30日（平成19年度においては、当該年度の8月31日）以前とする。

- （2）平成19年度に収穫する作物であって、平成18年度に生産過程が開始している作物又は平成18年度に前作の収穫が終了している永年性作物について営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織（対象活動組織が設立される前にあっては、先進的な取組を行う農家の集団とする。）は、平成19年4月1日以降速やかに（遅くとも支援対象となる作物の収穫がすべて終了する日までに）、参考様式第44号により生産計画及び4の（1）のイに定める営農活動計画の案を市町村長に提出するものとする。
- （3）生産計画の提出を受けた市町村長は、都道府県知事等に対して生産計画に関する技術的な意見を求めるものとする（参考様式第45号）。
- （4）生産計画に関する意見の照会を受けた都道府県知事等は、生産計画について技術的な観点からの確認を行い、「生産計画に対する意見書（参考様式第46号）」を市町村長に通知するものとする。
- （5）市町村長は、生産計画及び取組実践計画の内容について確認の上、（4）の生産計画に対する意見書を添付して、対象活動組織の代表者に対して参考様式第47号により通知するとともに、地域協議会長に対して当該通知の内容及び（4）の通知の写しを提出するものとする。
- （6）活動組織の代表者は、生産計画に変更があった場合は、原則として当該作物の播種又は定植の開始までに（永年性作物にあっては、原則として前作の収穫がすべて終了する前までに）、参考様式第48号に生産計画の変更に伴い取組実践計画に変更があった場合には取組実践計画を添付し、市町村長に提出するものとする。
- （7）市町村長に提出された変更後の生産計画についての、都道府県知事等への技術的な意見の照会から活動組織の代表者への通知までの手続については、（3）から（5）までに準ずるものとする。ただし、取組を行うほ場の変更等新たに技術的な意見を求める必要がないと認められる生産計画の変更については、参考様式第49号により都道府県知事等へ届出を行うものとする。
- （8）営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、（9）の営農活動支援交付金の採択申請書を対象活動組織の代表者が提出する年度にあっては、原則として生産計画に関する市町村長の確認通知を受けた後、4の協定を市町村長と締結するものとする。
- （9）営農活動支援交付金の交付について採択を受けようとする対象活動組織の代表者は、「営農活動支援交付金の採択申請書（参考様式第50号）」に規約、協定及び取組実践計画を添付し、採択を受けようとする年度の6月30日（地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合には、地域協議会長が地方農政局長等に対して、同日までに参考様式第13号の2により届出を行ったときは、当該年度の10月31日）（以下、この（9）において「採択申請日」という。）までに地域協議会長に提出するものとする。

ただし、採択を受けようとする営農活動の対象作物の作付時期等の関係からみて、地域協議会長が、当該採択に係る申請書の提出を採択申請日までに行うことが困難

と認める場合であって、地方農政局長等の承認を得た場合には、当該採択に係る採択申請書の提出期限を延長することができるものとする。この場合において、地域協議会長は、採択申請書提出期限の延長承認申請書を参考様式51号により作成し、採択申請日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

- (10) 地域協議会長は、(9)の規定による申請を受けたときは、(5)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しとの整合性を確認するとともに、申請書を審査の上、当該対象活動組織に営農活動支援交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに対象活動組織の代表者に営農活動支援交付金の採択通知書(参考様式第52号)を交付する。
- (11) 営農活動支援交付金の採択申請の内容及び別添の規約、協定又は取組実践計画に変更があった場合の事務手続は、次に定めるとおりとする。
- ア 対象活動組織の代表者は、地域協議会長から通知された採択通知の内容及び地域協議会長に提出した規約、協定又は取組実践計画について、営農活動支援交付金の交付額の増加を伴う変更があった場合は、速やかに参考様式第53号により地域協議会長の承認を得なければならない。
- イ 地域協議会長は、(7)で準用する(5)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しとアの申請書との整合性を精査し、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、参考様式第54号により対象活動組織の代表者に通知しなければならない。
- ウ 対象活動組織の代表者は、営農活動支援交付金の交付額の増加を伴わない採択通知の内容及び規約、協定又は取組実践計画の変更をしたときは、地域協議会長に参考様式第55号により届出を行うものとする。
- ただし、第4の8の(3)のウ本文により、規約又は協定の変更の届出を行った場合には、参考様式第55号による届出を行ったものとみなす。

5 事務の委託

対象活動組織は、営農活動支援交付金に係る事務の一部を、原則として、当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

6 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、農村振興局長等が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

7 実施状況の確認

10 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙2第4の6の実施状況の報告は、先進的な取組を行う農家が作成する生産過程等において使用した肥料、農薬を記載した生産記録(参考様式第56号)及び営農活動対象区域で農業経営を行う農家が作成する環境負荷低減に資する取組の実施状況等を記載した点検シート(参考様式第57号)を取りまとめ、参考様式第58号により生産記録及び点検シートを添付して行うものとする。
- なお、対象活動組織の代表者は、参考様式第58号による実施状況の報告以前に生産記録を取りまとめ、市町村長に提出することができるものとする。この場合にあつては、参考様式第58号の提出の際に生産記録を添付する必要はないものとする。
- (2) 生産記録の提出を受けた市町村長は、速やかにこれを参考様式第59号により都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 対象活動組織の代表者は、実施状況の報告に先立ち、環境負荷低減に向けた推進活動に関する実施状況に係る報告を除いた実施状況報告書(案)(参考様式第60号)を市町村長に提出し、確認を求めることができるものとする。

11 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、農村振興局長等が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の営農活動に関する事項の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、農村振興局長等が別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

8 営農活動支援交付金の返還

対象活動組織が営農基礎活動を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合には、地域協議会長は、農村振興局長等が別に定める基準により、営農活動支援交付金の返還の措置を講ずるものとする。

9 証拠書類の保管

- (1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、営農活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を当該交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。
- (2) 営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

- (1) 要綱別紙2第4の7の市町村長及び都道府県知事による営農活動に関する事項の実施状況についての確認は、別記13のとおりとする。
- (2) 都道府県知事は、実施状況についての確認を行った場合、参考様式第64号により市町村長に確認結果を通知するものとする。
- (3) 市町村長は、都道府県知事からの確認結果を踏まえて、参考様式第65号により地域協議会長に報告を行うとともに、参考様式第66号により活動組織の代表者に確認結果の通知を行うものとする。
- (4) 10の(3)の実施状況報告書(案)の提出を受けた市町村長は、地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組及び先進的な取組の実施状況について、(1)から(3)までに準じて確認及び確認結果の報告等を行うものとする。

12 営農活動支援交付金の返還

要綱別紙2第4の8の農村振興局長等が定める基準とは次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定の対象となる資源に記載された協定農用地及び農業用水路その他の農業用施設に対する対象活動組織の共同活動が要綱別紙1第4の1の(4)に定める要件を満たさないことが確認された場合又は要綱別紙1第4の2の(3)の体制整備構想(案)及び体制整備構想が作成されなかった場合は、原則として、当該年度に交付された営農活動支援交付金の全額を返還するものとする。
- (2) 5の(1)の支援の要件となる取組が行われていないことが確認された場合は、当該年度に交付された営農基礎活動支援に係る営農活動支援交付金の全額を返還するものとする。

13 営農活動支援交付金の会計経理

- (1) 証拠書類の保管
 - 地域協議会及び営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、次の証拠書類を保管するものとする。
 - ア 地域協議会
 - a 予算書及び決算書
 - b 営農活動支援交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - c その他営農活動支援交付金に関する書類
 - イ 営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織
 - a 金銭出納簿
 - b 領収書等支払を証明する書類
 - c 10の(1)で定める生産記録及び点検シート
- (2) 会計経理の適正化
 - 営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。
 - ア 営農活動支援交付金の経理は、他事業と区分して経理を行うこと。
 - イ 営農活動支援交付金の使用は、協定に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
 - ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (3) 営農活動支援交付金の清算
 - 対象活動組織は、毎年度末に営農基礎活動支援に係る営農活動支援交付金に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して営農活動支援交付金を交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して営農活動支援交付金を交付するものとする。

第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

1 対象活動組織の代表者は、農村振興局長等の定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。

また、対象活動組織は、平成23年度末に先進的営農支援に係る営農活動支援交付金に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

(4) 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

14 地域協議会の資金

(1) 資金の積立て

地域協議会は、国から交付される営農活動支援交付金の全額を資金として積み立てるものとする。

(2) 資金の管理・運用

ア 地域協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。

イ 地域協議会は、本資金以外の資金の積立てを行う場合には、別の勘定を設けなければならない。

ウ 地域協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

エ 地域協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。

オ 地域協議会は、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

15 営農活動支援交付金の交付方法

(1) 国は、先進的な取組の実施状況及び協定の締結状況等を勘案し、地域協議会が資金を積み立てるための経費として交付金を交付する。

(2) 地域協議会は、営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織からの交付申請に基づき、要綱別紙2第4の4の合計額の範囲内で対象活動組織に交付金を交付する。

この際、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金については、原則として11の(3)又は(4)の市町村長による確認結果の報告を踏まえて交付を行うものとする。

また、11の(3)の市町村長による確認結果の報告を踏まえて、営農基礎活動支援に係る営農活動支援交付金の交付を行う場合、所要額に応じた交付ができるものとする。

なお、地域協議会長は、参考様式第67号により、営農活動支援交付金に係る所要額調書を作成し、毎年度5月末日(平成19年度においては、7月末日)までに地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 先進的営農支援に係る営農活動支援交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、当該交付金を農業生産活動に伴う環境負荷低減に資する取組及び環境の保全に資する取組並びにこうした取組を推進するための活動に必要な経費(営農活動支援交付金の交付等に係る事務経費を含む。)に充てるほか、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金の交付の対象となる先進的な取組を行った7の(1)の要件を満たす農家に対して、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金を配分することができるものとする。

16 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

要綱別紙2第6の農村振興局長等が別に定める報告は、次によるものとする。

2 地域協議会長は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

3 地域協議会長は、農村振興局長等が別に定めるところにより、国の営農活動支援交付金により積み立てた資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 事業の実施状況報告書

ア 対象活動組織の代表者は、毎年度、参考様式第68号により、営農活動支援交付金に係る実施状況調書を作成し、市町村長が定める日までに、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、毎年度、アにより提出のあった営農活動支援交付金に係る実施状況調書を、地域協議会長が定める日までに、地域協議会長に提出するものとする。

ウ 地域協議会長は、毎年度、イにより提出のあった営農活動支援交付金に係る実施状況調書及び11の(3)により報告のあった実施状況確認書を取りまとめ、参考様式第69号により、当該事業を実施した翌年度の5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 資金管理状況報告書

地域協議会長は、毎年度、積み立てた資金の収支を取りまとめて参考様式第70号により、資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(別紙3)

農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといふ対策の目的を達成するためには、次に掲げる点について特に留意しなければならない。

明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること。

国と地方公共団体の緊密な連携の下に行われること。

制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくこと。

また、本対策の実施に当たっては、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

これらを踏まえ、本対策の定着に向けて、地域協議会、都道府県及び市町村が行う共同活動支援交付金等の交付等の適正かつ円滑な実施を促進に資させるため、農地・水・環境保全向上活動推進交付金を実施する。

第2 事業の仕組み

国は、予算の範囲内において、第3に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会及び都道府県に対し推進交付金を交付する。

第3 対象事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 地域協議会推進事業

(1) 推進・指導

ア 活動組織説明会の開催

地域協議会は、毎年度、対象活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該

年度の共同活動支援交付金等の交付等に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

イ 対象活動組織の指導

地域協議会は、対象活動組織に対し適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動適切な実施を図るものとする。

ウ 推進に関する手引きの作成

地域協議会は、共同活動支援交付金等の普及・推進を図るため、当該地域協議会の実情に応じた手引きを作成し、本対策実施の意義等について普及啓発に努めるものとする。

(2) 地域活動指針等の作成

地域協議会は、地域活動指針及び当該指針に基づき定める要件等を作成するものとする。

(3) 交付事務

地域協議会は、対象活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象活動組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、共同活動支援交付金等の交付を行うものとする。

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

2 都道府県推進事業

(1) 第三者機関の設置、運営

ア 都道府県は、本対策の毎年度の実行状況の点検、対象活動組織の取組の評価等を行うため、本要綱第8の2の第三者機関として、第三者委員会を設置する。

イ また、第三者機関が本対策の実行状況の点検を行うとともに、本対策の実施期間において、第三者委員会が活動組織の取組を評価し、必要に応じて地域協議会を通じ、対象活動組織に対し指導・助言を行うよう、運営を行うものとする。

(2) 地方裁量に係る方針作成

都道府県は、地域協議会が別紙1第4の1の実施方針等を作成するに当たり、考慮すべき事項等を含めた方針をあらかじめ作成するものとする。また、地域協議会が別紙1第4の4のウによる手続を行う場合は、あらかじめこれに係る方針を作成するものとする。

(3) 営農活動支援交付金に係る技術的確認

都道府県は、毎年度、営農活動支援の交付対象となる対象活動組織の先進的な取組について、技術的な観点から、生産計画の審査、生産記録を基にした実施確認等を行うこととする。

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

3 市町村推進事業

(1) 協定締結

市町村は、対象活動組織と協定を締結するに当たり、対象活動組織に対し指導を行うとともに、協定の審査を行うものとする。

(2) 確認事務

市町村は、毎年度、共同活動支援交付金等の交付対象となる対象活動組織の共同活動及び営農活動の実施を確認するものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

第4 事業実施の手続

第6 農地・水・環境保全向上活動推進交付金

1 地域協議会推進事業

地域協議会長は、地域協議会推進事業を実施しようとする場合は、地域協議会推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとする場合は、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

3 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとする場合は、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実績の報告

1 地域協議会長は、毎年度、第3の1に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 都道府県知事は、毎年度、第3の2に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 市町村長は、毎年度、第3の3に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

第6 市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち第3の3に掲げる事業に係る額を遅滞なく、市町村長に交付するものとする。

1 事業実施の手続

(1) 地域協議会推進事業

ア 要綱別紙3第4の1の地域協議会推進事業実施計画の様式は、参考様式71号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第4の1の実施計画の変更は、同要綱別紙3第3の1の(1)から(4)までの経費の相互間における3割を超える流用とする。

(2) 都道府県推進事業

ア 要綱別紙3第4の2の都道府県推進事業実施計画の様式は、参考様式72号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第4の2の実施計画の変更は、同要綱別紙3第3の2の(1)から(4)までの経費の相互間における3割を超える流用とする。

(3) 市町村推進事業

ア 要綱別紙3第4の3の市町村推進事業実施計画の様式は、参考様式73号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第4の3の実施計画の変更は、同要綱別紙3第3の3の(1)から(3)までの経費の相互間における3割を超える流用とする。

2 実施状況等の報告

(1) 要綱別紙3第5の1の事業実績の報告の様式は、参考様式71号のとおりとする。

(2) 要綱別紙3第5の2の事業実績の報告の様式は、参考様式72号のとおりとする。

(3) 要綱別紙3第5の3の事業実績の報告の様式は、参考様式73号のとおりとする。

3 助成措置

要綱別紙3第3の推進交付金の交付対象となる経費は、次の(1)から(4)までのとおりとする。

(1) 旅費

(2) 諸謝金

(3) 委託費

(4) 事務費(通信運搬費、使用料、賃借料、賃金等)

附 則(平成19年3月30日18農振第1778号)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日19農振第1836号)

1 この要領は、平成20年3月24日から施行する。

2 この要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。

3 この要領の施行前にこの要領による改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成21年3月13日20農振第1943号）

- 1 この一部改正要領は、平成21年3月13日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

（要領別記一覧）

- 別記1 対象農用地等面積の測定について
- 別記2 活動指針
- 別記3 地域活動指針の策定に係るガイドライン
- 別記4 地域活動指針に基づき定める要件の策定に係るガイドライン
- 別記5 集落協定等関連対象活動組織に対する追加の要件について
- 別記6 特認要件に関する地方裁量に係るガイドライン
- 別記7 促進費対象活動の費用の算出方法について
- 別記8 共同活動に関する実施状況の確認について
- 別記9 営農活動支援の対象農用地等の面積の測定について
- 別記10 先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について
- 別記11 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について
- 別記12 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について
- 別記13 営農活動に関する実施状況の確認について
- 別記14 地域協議会規約
- 別記15 地域協議会事務処理規程
- 別記16 地域協議会会計処理規程
- 別記17 地域協議会文書取扱規程
- 別記18 地域協議会公印取扱規程
- 別記19 地域協議会内部監査実施規程

（別記1）

対象農用地等面積の測定について

- 1 対象農用地及び協定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 対象農用地及び協定農用地の面積は、原則として筆ごとに次の方法により把握する。
 - （1）国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - （2）（1）の地籍図等はないが、2,500分の1程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。なお、2,500分の1程度以上の縮尺図面等がなく、5,000分の1程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により算定された面積に0.95を乗じた面積を対象農用地及び協定農用地の面積とすることができるものとする。
 - （3）（1）の地籍図等及び（2）の図面等がない場合には、農林水産省農村振興局測量

作業規程に準拠し、現地において実測する。

- 3 2により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、地域協議会長が別に定める方法により、対象農用地及び協定農用地の面積を把握することができるものとする。
- 4 土地改良事業を施行中の地域における対象農用地及び協定農用地の面積は、一時利用地が指定される以前にあっては、従前の土地の面積とし、一時利用地が指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

(別記2)

活動指針

第1 活動指針

活動指針は、農地・農業用水等の資源及び農村環境が将来にわたり良好な状態で保全管理され、及びその質的な向上が図られるよう、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理したものである。本活動指針は、活動の対象を田及び畑に区分するものであり、草地は、畑に含まれるものとする。

1 活動指針の構成

本活動指針は、農地・農業用水等の資源の適切な維持及び保全のためにすべての対象活動組織が取り組むべき活動に関する項目（以下「活動項目」という。）を体系的に整理した部分（以下「基礎部分」という。）及びこれらの資源の質的な向上を図る観点から地域の実情に応じて選択的に取り組む活動項目を体系的に整理した部分（以下「誘導部分」という。）で構成するものとする。

さらに、誘導部分は、農地・農業用水等の資源の長寿命化等に資する活動（以下「農地・水向上活動」という。）及びこれら資源を活用して行われる生態系保全、水質保全、景観形成等のテーマに応じた農村環境の保全向上に資する活動（以下「農村環境向上活動」という。）からなる。

2 田の活動指針

(1) 基礎部分

区分	施設	活動項目
点検活動	農用地	遊休農地等の発生状況の把握
	開水路	施設の点検
	パイプライン	施設の点検
	ため池	施設の点検
	農道	施設の点検

計画策定	全施設	共同作業計画の策定	
実践活動	農用地	畦畔・農用地法面等の草刈り	遊休農地発生防止のための保全管理
	開水路	配水操作	水路の草刈り
		水路の泥上げ	
	パイプライン	配水操作	ポンプ場、調整施設等の草刈り
		ポンプ吸水槽等の泥上げ	かんがい期前の注油
	ため池	定期的な見回り	配水操作
		ため池の草刈り	ため池の泥上げ
		かんがい期前の施設の清掃・除塵	管理道路の管理
	農道	砂利の補充	路肩・法面の草刈り
		側溝の泥上げ	

注) 下線の実践活動は点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

区分	施設	活動項目		
機能診断	農用地	施設の機能診断	診断結果の記録管理	
	開水路	施設の機能診断	診断結果の記録管理	
	パイプライン	施設の機能診断	診断結果の記録管理	
	ため池	施設の機能診断	診断結果の記録管理	
	農道	施設の機能診断	診断結果の記録管理	
計画策定	全施設	年度活動計画の策定		
実践活動	農用地	畦畔の再築立	農用地法面の初	鳥獣害防護柵の適

		期補修	正管理
	<u>防風ネットの適正管理</u>	暗きょ施設の清掃	農用地の除れき
	異常気象等後の見回り	異常気象等後の応急措置	きめ細やかな雑草対策
	機能診断・補修技術の研修		
開水路	<u>水路側壁のはらみ修正</u>	<u>目地詰め</u>	<u>表面劣化に対するコーティング等</u>
	<u>不同沈下に対する早期対応</u>	<u>側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強</u>	<u>水路に付着した藻等の除去</u>
	<u>遮光施設の適正管理</u>	<u>水路法面の初期補修</u>	<u>破損施設の改修</u>
	通水試験の実施	ゲート類等の保守管理の徹底	異常気象等後の見回り
	異常気象等後の応急措置	きめ細やかな雑草対策	機能診断・補修技術の研修
パイプライン	<u>給水栓ボックス基礎部の補強</u>	<u>破損施設の改修</u>	<u>遮光施設の適正管理</u>
	通水試験の実施	パイプ内の清掃	給水栓に対する凍結防止対策
	空気弁等への腐食防止剤の塗布等	異常気象等後の見回り	異常気象等後の応急措置
	きめ細やかな雑草対策	機能診断・補修技術の研修	
ため池	<u>遮水シートの補修</u>	<u>コンクリート構造物の目地詰め</u>	<u>コンクリート構造物の表面劣化に対する対応</u>
	堤体侵食の早期	<u>遮光施設の適正</u>	<u>破損施設の改修</u>

		補修	管理	
		ゲート類の保守 管理の徹底	水抜きによる点 検・補修	異常気象等後の見 回り
		異常気象等後の	きめ細やかな雑	機能診断・補修技術
	農道	側溝の目地詰め	側溝の不同沈下 に対する早期対 応	側溝の裏込め材の 充填
		路肩・法面の初 期補修	破損施設の改修	異常気象等後の見 回り
		異常気象等後の 応急措置	きめ細やかな雑 草対策	機能診断・補修技術 の研修

注) 下線の実践活動は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

イ 農村環境向上活動

区分	テーマ	活 動 項 目	
計画策定	生態系保全	生態系保全計画の策定	
	水質保全	水質保全計画の策定	
	景観形成・ 生活環境保全	景観形成・生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能 増進・地下水か ん養	水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定	
	資源循環	資源循環に係る地域計画の策定	
啓発・ 普及	共 通	広報活動	啓発活動
		地域住民等との交流活動	地域内の規制等の取り決め
		学校教育等との連携	行政機関等との連携
実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	生態系保全に配慮した施設の 適正管理

	水田を活用した生息環境の提供	生物の生活史を考慮した適正管理
	放流・植栽を通じた在来生物の育成	外来種の駆除
	希少種の監視	
水質保全	水質保全を考慮した施設の適正管理	水田からの排水(濁水)管理
	循環かんがいの実施	非かんがい期における通水
	水質モニタリングの実施・記録管理	
景観形成・生活環境保全	農業用水の地域用水としての利用・管理	景観形成のための施設への植栽等
	農用地を活用した景観に配慮した作付け	施設等の定期的な巡回点検・清掃
	伝統的施設や農法の保全・実施	農用地等を活用した景観形成活動
水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	地域排水機能向上のための施設操作
	水田の地下水かん養機能向上活動	水源かん養林等の保全
資源循環	有機性資源のたい肥化	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理
	農業用水の反復利用	小水力発電施設の適正管理

3 畑の活動指針

(1) 基礎部分

区分	施設	活動項目
点検活動	農用地	遊休農地等の発生状況の把握

	パイプライン	施設の点検	
	開水路	施設の点検	
	ため池	施設の点検	
	農道	施設の点検	
計画策定	全施設	共同作業計画の策定	
実践活動	農用地	農用地法面等の草刈り	<u>防風林の枝払い・下草の草刈り</u>
		<u>遊休農地発生防止のための保全管理</u>	
	パイプライン	配水操作	ポンプ場、調整施設等の草刈り
		<u>ポンプ吸水槽等の泥上げ</u>	かんがい期前の注油
	開水路	配水操作	水路の草刈り
		<u>水路の泥上げ</u>	
	ため池	定期的な見回り	配水操作
		ため池の草刈り	<u>ため池の泥上げ</u>
		かんがい期前の施設の清掃・除塵	管理道路の管理
	農道	<u>砂利の補充</u>	路肩・法面の草刈り
<u>側溝の泥上げ</u>			

注) 下線の実践活動は点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

区分	施設	活動項目	
機能診断	農用地	施設の機能診断	診断結果の記録管理

	パイプライン	施設の機能診断	診断結果の記録管理		
	開水路	施設の機能診断	診断結果の記録管理		
	ため池	施設の機能診断	診断結果の記録管理		
	農道	施設の機能診断	診断結果の記録管理		
計画策定	全施設	年度活動計画の策定			
実践活動	農用地	<u>農用地法面の初期補修</u>	<u>鳥獣害防護柵の適正管理</u>	<u>防風ネットの適正管理</u>	
		暗きょ施設の清掃	農用地の除れき	異常気象等後の見回り	
		異常気象等後の応急措置	きめ細やかな雑草対策	機能診断・補修技術の研修	
	パイプライン	<u>給水栓ボックス基礎部の補強</u>	<u>破損施設の改修</u>	<u>遮光施設の適正管理</u>	
		通水試験の実施	パイプ内の清掃	給水栓に対する凍結防止対策	
		空気弁等への腐食防止剤の塗布等	異常気象等後の見回り	異常気象等後の応急措置	
		きめ細やかな雑草対策	機能診断・補修技術の研修		
	開水路	<u>水路側壁のはらみ修正</u>	<u>目地詰め</u>	<u>表面劣化に対するコーティング等</u>	
		<u>不同沈下に対する早期対応</u>	<u>側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強</u>	<u>水路に付着した藻等の除去</u>	
		<u>遮光施設の適正管理</u>	<u>水路法面の初期補修</u>	<u>破損施設の改修</u>	
		通水試験の実施	ゲート類等の保守管理の徹底	異常気象等後の見回り	

		異常気象等後の 応急措置	きめ細やかな雑 草対策	機能診断・補修技 術の研修
ため池		<u>遮水シートの補修</u>	<u>コンクリート構造 物の目地詰め</u>	<u>コンクリート構造物 の表面劣化に対す る対応</u>
		<u>堤体侵食の早期 補修</u>	<u>遮光施設の適正 管理</u>	<u>破損施設の改修</u>
		ゲート類の保守管 理の徹底	水抜きによる点検 ・補修	異常気象等後の見 回り
		異常気象等後の 応急措置	きめ細やかな雑 草対策	機能診断・補修技 術の研修
農道		<u>側溝の目地詰め</u>	<u>側溝の不同沈下 に対する早期対 応</u>	<u>側溝の裏込め材の 充填</u>
		<u>路肩・法面の初期 補修</u>	<u>軌道等の運搬施 設の維持保全</u>	<u>破損施設の改修</u>
		異常気象等後の 見回り	異常気象等後の 応急措置	きめ細やかな雑草 対策
		機能診断・補修技 術の研修		

注) 下線の実践活動は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

イ 農村環境向上活動

区分	テーマ	活 動 項 目
計画策定	生態系保全	生態系保全計画の策定
	水質保全	水質保全計画の策定
	景観形成・ 生活環境保全	景観形成・生活環境保全計画の策定
	資源循環	資源循環に係る地域計画の策定

啓発・普及	共 通	広報活動	啓発活動
		地域住民等との交流活動	地域内の規制等の取り決め
		学校教育等との連携	行政機関等との連携
実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	生態系保全に配慮した施設の適正管理
		生物の生活史を考慮した適正管理	放流・植栽を通じた在来生物の育成
		外来種の駆除	希少種の監視
	水質保全	水質保全を考慮した施設の適正管理	排水路沿いの林地帯等の適正管理
		沈砂池の適正管理	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
		水質モニタリングの実施・記録管理	
	景観形成・生活環境保全	農業用水の地域用水としての利用・管理	景観形成のための施設への植栽等
		農用地を活用した景観に配慮した作付け	施設等の定期的な巡回点検・清掃
		伝統的施設や農法の保全・実施	農用地等を活用した景観形成活動
		農用地からの風塵の防止活動	
	資源循環	有機性資源のたい肥化	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理
小水力発電施設の適正管理			

第2 活動指針の活動項目の説明

1 田の活動指針

(1) 基礎部分

ア 点検活動

【農用地に関する項目】

遊休農地等の発生状況の把握

- ・協定に位置付けたすべての農用地について、適切な共同作業計画を策定するために、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての水路について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、適切な共同作業計画を策定するために、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのため池について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【農道に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての農道について、適切な共同作業計画を策定するために、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

イ 計画策定

【全施設共通の項目】

共同作業計画の策定

- ・点検活動結果も踏まえて、次のウの実践活動の当該年度の作業計画を策定すること。

ウ 実践活動

下線の活動項目は点検結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

遊休農地発生防止のための保全管理

- ・遊休農地等の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作を行うこと。

水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

水路の泥上げ

- ・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作を行うこと。

ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

かんがい期前の注油

- ・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

定期的な見回り

- ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作を行うこと。

ため池の草刈り

- ・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能

等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合には、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ため池の泥上げ

・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

かんがい期前の施設の清掃・除塵

・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

管理道路の管理

・協定に位置付けたため池の管理道路を適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

【農道に関する項目】

砂利の補充

・協定に位置付けた農道への砂利の補充を行い、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

路肩・法面の草刈り

・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

側溝の泥上げ

・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

a 機能診断

【農用地に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

b 計画策定

【全施設共通の項目】

年度活動計画の策定

・機能診断結果も踏まえて、次のcの実践活動に関する年間の活動計画を策定すること。

c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である

【農用地に関する項目】

畦畔の再築立

- ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。

防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

暗きょ施設の清掃

- ・暗きょ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持、回復等の対策を行うこと。

農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

異常気象等後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りをを行い、状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用する場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

水路側壁のはらみ修正

- ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

目地詰め

- ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

表面劣化に対するコーティング等

- ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

不同沈下に対する早期対応

・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強

・柵渠等の水路側壁の背面で土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

水路に付着した藻等の除去

・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

水路法面の初期補修

・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

通水試験の実施

・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

ゲート類等の保守管理の徹底

・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

異常気象等後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

給水栓ボックス基礎部の補強

・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している

遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

通水試験の実施

・かんがい期前にパイプラインの通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

パイプ内の清掃

・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

給水栓に対する凍結防止対策

・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

異常気象等後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・ポンプ場や調整施設等の施設周辺の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

遮水シートの補修

・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

コンクリート構造物の目地詰め

・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

コンクリート構造物の表面劣化に対する対応

・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

堤体侵食の早期補修

・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等の対策を行うこと。

ゲート類の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

水抜きによる点検・補修

- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うとともに、機能の低下が懸念される部分の補修等の対策を行うこと。

異常気象等後の見回り

- ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【農道に関する項目】

側溝の目地詰め

- ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

側溝の不同沈下に対する早期対応

- ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側溝の裏込め材の充填

- ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

路肩・法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修、簡易な補強等の対策を行うこと。

異常気象等後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能

に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り(薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当)」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

イ 農村環境向上活動

a 計画策定

【生態系保全に関する項目】

生態系保全計画の策定

・地域における生態系保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水質保全に関する項目】

水質保全計画の策定

・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【景観形成・生活環境向上に関する項目】

景観形成・生活環境保全計画の策定

・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】

水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定

・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

【資源循環に関する項目】

資源循環に係る地域計画の策定

・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

b 啓発・普及

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【各テーマ共通の項目】

広報活動

・農村環境向上活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更

新等の活動を行うこと。

- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

啓発活動

- ・地域の農村環境向上のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境向上活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生態系保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生態系保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・農村環境向上活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境向上活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。

学校教育等との連携

- ・農村環境向上活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

c 実践活動

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【生態系保全に関する項目】

生物の生息状況の把握

- ・地域における生態系保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

生態系保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うことや、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

放流・植栽を通じた在来生物の育成

- ・生態系保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・農地・水向上活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。

- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

外来種の駆除

- ・地域における生態系保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

希少種の監視

- ・地域における生態系保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

【水質保全に関する項目】

水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。

- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

- ・水質保全のために、排水路末端に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

水田からの排水（濁水）管理

- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

循環かんがいの実施

- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

非かんがい期における通水

- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

【景観形成・生活環境保全に関する項目】

農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。

- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。

- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。

- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。

- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

農用地を活用した景観に配慮した作付け

- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。

施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

農用地等を活用した景観形成活動

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】

水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。

地域排水機能向上のための施設操作

- ・大雨時等の水路、ため池等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。
- ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼働する等により、排水ブロック外に排出すること。

水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。
- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

水源かん養林等の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

【資源循環に関する項目】

有機性資源のたい肥化

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

農業用水の反復利用

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。

小水力発電施設の適正管理

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

2 畑の活動指針

(1) 基礎部分

ア 点検活動

【農用地に関する項目】

遊休農地等の発生状況の把握

- ・協定に位置付けたすべての農用地について、適切な共同作業計画を策定するために、防風林の枝や下草の繁茂状況、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、適切な共同作業計画を策定するために、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての水路について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのため池について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【農道に関する項目】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての農道について、適切な共同作業計画を策定するため

に、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

イ 計画策定

【全施設共通の項目】

共同作業計画の策定

・点検活動結果も踏まえて、次のウの実践活動の当該年度の作業計画を策定すること。

ウ 実践活動

下線の活動項目は点検結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

農用地法面等の草刈り

・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

防風林の枝払い・下草の草刈り

・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

遊休農地発生防止のための保全管理

・遊休農地等の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

配水操作

・計画に基づいた配水操作を行うこと。

ポンプ場、調整施設等の草刈り

・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ポンプ吸水槽等の泥上げ

・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

かんがい期前の注油

・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作を行うこと。

水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

水路の泥上げ

- ・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

定期的な見回り

- ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。

配水操作

- ・計画に基づいた配水操作を行うこと。

ため池の草刈り

- ・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

ため池の泥上げ

- ・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

かんがい期前の施設の清掃・除塵

- ・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動が行われ、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

管理道路の管理

- ・協定に位置付けたため池の管理道路を適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凸凹の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

【農道に関する項目】

砂利の補充

- ・協定に位置付けた農道への砂利の補充を実施し、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

路肩・法面の草刈り

・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行・農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

側溝の泥上げ

・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

(2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

a 機能診断

【農用地に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

施設の機能診断

・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に

位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する項目】

施設の機能診断

- ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、軌道等の運搬施設の劣化状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

b 計画策定

【全施設共通の項目】

年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、次のcの実践活動に関する年間の活動計画を策定すること。

c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

農用地法面の初期補修

- ・農用地の法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。

防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

暗きょ施設の清掃

- ・暗きょ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能維持、回復等の対策を行うこと。

農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、農用地の石れき等の除去を行うこと。

異常気象等後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、「カバープランツ・ハーブの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り(薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当)」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

- ・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】

給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

破損施設の改修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかん水施設の目詰まりを防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

通水試験の実施

- ・農閑期等にパイプラインの通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等パイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

異常気象等後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設(ポンプ場、調整施設等)の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

- ・ポンプ場、調整施設等の施設周辺の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り(薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当)」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【開水路（ゲート等含む）に関する項目】

水路側壁のはらみ修正

・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

目地詰め

・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

表面劣化に対するコーティング等

・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

不同沈下に対する早期対応

・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強

・柵渠等の水路側壁の背面で土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔の補強等の対策を行うこと。

水路に付着した藻等の除去

・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

水路法面の初期補修

・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

通水試験の実施

・農閑期等に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

ゲート類等の保守管理の徹底

・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策等、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

異常気象等後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこ

と。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【ため池（管理道路等含む）に関する項目】

遮水シートの補修

・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

コンクリート構造物の目地詰め

・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

コンクリート構造物の表面劣化に対する対応

・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部へのコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

堤体侵食の早期補修

・堤体の表面に侵食が発見された場合、補修等の対策を行うこと。

遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。

ゲート類の保守管理の徹底

・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策等、又は、塗料や被覆資材等の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

水抜きによる点検・補修

・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うとともに、機能の低下が懸念される部分の補修等の対策を行うこと。

異常気象等後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられた場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツの植栽・管理」、「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り（薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当）」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実

施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

【農道に関する項目】

側溝の目地詰め

・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

側溝の不同沈下に対する早期対応

・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

側溝の裏込め材の充填

・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材を充填する等の対策を行うこと。

路肩・法面の初期補修

・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

軌道等の運搬施設の維持保全

・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

破損施設の改修

・破損箇所や老朽化した箇所の改修、簡易な補強等の対策を行うこと。

異常気象等後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象等後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられる場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

きめ細やかな雑草対策

・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネットの設置」、又は、「薬剤を使わない草刈り(薬剤でも地上部のみを枯死させる特別なものを使用している場合は該当)」を行うこと。なお、抑草ネットについては、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

機能診断・補修技術の研修

・活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように技術研修の実施等の活動組織の技術向上対策を行うこと。

イ 農村環境向上活動

a 計画策定

【生態系保全に関する項目】

生態系保全計画の策定

・地域における生態系保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【水質保全に関する項目】

水質保全計画の策定

・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計

画を策定すること。

【景観形成・生活環境向上に関する項目】

景観形成・生活環境保全計画の策定

・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【資源循環に関する項目】

資源循環に係る地域計画の策定

・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

b 啓発・普及

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動の一つ以上実施するものとする。

【各テーマ共通の項目】

広報活動

・農村環境向上活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
・外来種の侵入防止や駆除に対する地域理解を醸成する取組を行うこと。

啓発活動

・地域の農村環境向上のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

地域住民等との交流活動

・活動を契機として、農村環境向上活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
・地域における生態系保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
・生態系保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
・農村環境向上活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。

地域内の規制等の取り決め

・農村環境向上活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。

学校教育等との連携

・農村環境向上活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

行政機関等との連携

・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

・市町村等が作成する広報誌等について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

c 実践活動

以下に示す各活動項目の具体の例示に該当する活動又は各活動項目の趣旨・目的に合致する活動を一つ以上実施するものとする。

【生態系保全に関する項目】

生物の生息状況の把握

・地域における生態系保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。

・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

生態系保全に配慮した施設の適正管理

・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

生物の生活史を考慮した適正管理

・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。

・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。

・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

放流・植栽を通じた在来生物の育成

・生態系保全の観点から、地域に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。

・水路法面等に植栽する場合、通常地域に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域に生息する在来植物を植栽するとともに、草刈り等による適正な維持管理を行うこと。

・農地・水向上活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

外来種の駆除

・地域における生態系保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

希少種の監視

- ・地域における生態系保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

【水質保全に関する項目】

水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、ため池等内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、ため池の外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯、畦畔等）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルトを設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

【景観形成・生活環境保全に関する項目】

農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

農用地を活用した景観に配慮した作付け

- ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや

景観に配慮した輪作を行うこと。

・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。
施設等の定期的な巡回点検・清掃等

・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。

・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道、防風林等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。

・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

伝統的施設や農法の保全・実施

・豆類のお積み等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。

・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設のための保全を行うこと。

・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

農用地等を活用した景観形成活動

・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

農用地からの風塵の防止活動

・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。

【資源循環に関する項目】

有機性資源のたい肥化

・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。

・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

・地域内で発生した伐採木や剪定屑等をほ場の排水改良を行う際の資材として利用すること。

小水力発電施設の適正管理

・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと

・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道、防風地域活動指針の策定に係るガイドライン

(別記3)

地域活動指針の策定に係るガイドライン

第1 基本的考え方

共同活動支援交付金は、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、別記2の活動指針を基礎として地域協議会が策定する地域の特性を踏まえた地域活動指針に基づき実施することとする。

地域活動指針は、共同活動支援交付金で実施することが望ましい活動を体系的に整理したものであり、地域活動指針に位置付ける活動項目は、農業生産の基盤となる農用地及び農業用水並びに農業用排水施設、農業用道路、その他の農用地及び農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源を適切に保全するための活動と農村環境の保全等にも役立つ質的向上を図る活動であって、かつ、地域共同で行う活動に限るものとする。

また、地域協議会は、地域の特性等を踏まえて対象活動組織を区分し、これに対応した複数の地域活動指針を策定することができるものとする。

第2 地域活動指針策定の考え方

地域活動指針は、本施策の趣旨・目的、自然条件及び共同活動の実態等の地域特性等を十分に踏まえた上で策定するものとし、具体の考え方は次のとおりとする。

1 基礎部分

- (1) 地域活動指針の構成については、別記2の活動指針の構成（点検活動、計画策定、実践活動）と同じとすること。
- (2) 地域活動指針の活動項目については、別記2の活動指針の活動項目と同じとすること。ただし、必要最小限の活動項目を追加することはできるものとする。
- (3) 地域活動指針の各活動項目ごとの説明については、別記2の活動指針の各活動項目ごとの説明と同じとすること。ただし、各活動項目ごとの説明に追加的に記述することはできるものとする。

2 誘導部分

(1) 農地・水向上活動

- ア 地域活動指針の構成については、別記2の活動指針の構成（機能診断、計画策定、実践活動）と同じとすること。
- イ 地域活動指針の「機能診断」、「計画策定」に係る活動項目については、別記2の活動指針の活動項目と同じとすること。
- ウ 地域活動指針の「実践活動」に係る活動項目については、別記2の活動指針の活動項目に対し、特定の活動項目の削除及び新たな活動項目の追加を行うことができるものとする。
- エ 地域活動指針の各活動項目ごとの説明については、変更することができるものとする。

(2) 農村環境向上活動

- ア 地域活動指針の構成については、別記2の活動指針の構成（計画策定、啓発・普及、実践活動）と同じとすること。
- イ 地域活動指針の「計画策定」に係る活動項目については、別記2の活動指針の活動項目と同じとすること。
- ウ 地域活動指針の「テーマ」並びに「啓発・普及」及び「実践活動」に係る活動項目については、別記2の活動指針の活動項目に対し、特定のテーマ及び活動項目の削除及び新たなテーマ及び活動項目の追加を行うことができるものとする。

エ 地域活動指針の各活動項目ごとの説明については、変更することができるものとする。

(別記4)

地域活動指針に基づき定める要件の策定に係るガイドライン

第1 基本的考え方

地域活動指針に基づき定める要件については、地域ぐるみの効果の高い共同活動を誘導するための事業要件の一つであり、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるようにするとともに、本事業の趣旨・目的と合致する範囲内で、地方公共団体の施策と整合が図られ、かつ、その相乗効果が発揮されるものとするのが重要である。

このため、国が定める活動指針に基づき定める要件（以下「国が定める活動要件」という。）を基本とし、これを下回らないことを前提として、地域協議会は地域活動指針に基づき定める要件を定めるものとする。

第2 国が定める活動要件

1 基礎部分

地域活動指針の基礎部分のすべての活動項目を実施するものであること。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外するものとする。

2 誘導部分

(1) 農地・水向上活動

ア 農地・水向上活動について、機能診断及び計画策定のすべての活動項目を実施し、かつ、実践活動の活動項目のうち50パーセント以上の活動項目を実施するものであること。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外するものとする。

イ アの実施に当たっては、従来地域で行われていなかった新たな実践活動が一つ以上含まれていること。

(2) 農村環境向上活動

ア 地域活動指針の農村環境向上活動について、取り組む活動テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を実施するとともに、全体として四以上の活動項目を実施するものであること。

イ アの実施に当たっては、従来地域で行われていなかった新たな実践活動が一つ以上含まれていること。

第3 地域活動指針に基づき定める要件策定の考え方

1 基礎部分

国が定める活動要件と同じとすること。

2 誘導部分

(1) 農地・水向上活動

国が定める活動要件のうち、共同活動の実態、地方公共団体の施策等を十分に踏まえた上で、「実践活動」に係る要件に限り、特定の活動項目を必須とする等の変更

を行うことができるものとする。

(2) 農村環境向上活動

国が定める活動要件のうち、共同活動の実態、地方公共団体の施策等を十分に踏まえた上で、特定のテーマ又は活動項目を必須とする等の変更を行うことができるものとする。

(別記5)

集落協定等関連対象活動組織に対する追加の要件について

1 集落協定等関連対象活動組織は、次に掲げる(1)及び(2)について、集落協定等の規定を満たすために必要とされる最小限の行為として位置付けられる活動項目の数と同数を地域活動指針の誘導部分から追加実施するものとする。

(1) 協定農用地の一部又は全部が位置付けられている集落協定等において「耕作放棄の防止等の活動」及び「水路、農道等の管理活動」として位置付けられている活動であって、地域活動指針の基礎部分の実践活動と同等の内容であること。

(2) 協定農用地の一部又は全部が位置付けられている集落協定等において「多面的機能を増進する活動」「農用地等保全マップ活動の実践」及び「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」として位置付けられている活動であって、地域活動指針の誘導部分の実践活動と同等の内容であること。

2 協定農用地と協定農用地に含まれる集落協定等の対象となる農用地の面積が一致していない場合、追加する活動項目数を補正することができるものとする。

3 2の補正は、1で算定した活動項目数に協定農用地に含まれる集落協定等の対象となる農用地の面積を協定農用地の面積で除した値を乗じた数を追加する活動項目数に代えることによるものとする。

(別記6)

特認要件に関する地方裁量に係るガイドライン

第1 基本的考え方

本事業の実施に当たっては、将来にわたる地域ぐるみでの効果の高い共同活動の持続的・自立的な実施の観点から、対象活動組織ごとに適切な協定の対象となる資源を定めることが重要である。

他方、このような視点で設立される活動組織の区域内において、現況における共同活動の水準又は今後必要とされる共同活動の水準は一律ではない場合等も想定され持続的・自立的な共同活動の実施の観点からの望ましい区域の設定が困難な活動組織が存在する可能性がある。

これらのことから、地域の実情を踏まえ、地域協議会に対し、地域協議会が対象活動組織に対して特認要件を適用することを可能とする地方裁量を認めるものとする。

第2 特認要件の適用に関する考え方

1 特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限値

- (1) 地域協議会は、地域の実情及び地方公共団体の施策等を十分に踏まえ、特認要件の適用水準に応じて、対象農用地に含まれない活動面積の拡大（以下「拡大面積」という。）の下限値を設定するものとする。なお、拡大面積の下限値は、次表に掲げる対象農用地面積に対する割合を下回らないものとする。
- (2) (1)により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、地域協議会長が別に定める方法により、拡大面積の下限値を設定することができるものとする。
- (3) 拡大面積の算定の対象となる農用地は、農振農用地に限るものとする。

2 拡大面積の上限値

拡大面積は、対象農用地面積を上限とする。

3 地域活動指針に基づき定める要件の変更の対象と下限

地域活動指針に基づき定める要件の変更の対象は、誘導部分に関する要件のみとし、具体の考え方は次のとおりとする。なお、特認要件が適用される対象活動組織においても、別記4の第2の2の(1)のイ及び(2)のイを満足するものとする。

(1) 農地・水向上活動

要件の変更の対象は、実践活動に係るもののみとし、その下限は活動項目の30パーセント実施とする。

(2) 農村環境向上活動

要件の変更の下限は、取り組む活動のテーマを一以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの実施とする。

(別記7)

促進費対象活動の費用の算出方法について

促進費対象活動を実施する上で必要な以下の区分の費用を積み上げて算出すること。

区 分	内 容
物材費	促進費対象活動を実施する上で必要な資材の購入に要する費用
機械賃料	促進費対象活動を実施する上で必要な作業期間、機材等の借用に要する費用
報償費	技術指導等のための専門家等への謝金
保険料	促進費対象活動参加者に対する安全管理の一環として加入する保険料
換算労務費	対象活動組織の構成員が提供する労務を以下の算定式により算出した費用

(別記8)

共同活動の実施報告に関する実施状況の確認について

第1 実施計画の市町村への提出について

基礎支援における基礎部分に列挙される活動及び農地・水向上活動に係る共同作業計画及び年度活動計画は、施設の点検及び機能診断を実施した後、対象活動組織の代表者から市町村長へ提出するものとする。また、農村環境向上活動の年度活動計画は、当該計画を策定した後、対象活動組織の代表者から市町村長へ提出するものとする。

第2 共同活動の記載事項及び写真等の添付について

対象活動組織の代表者が行う実施状況の報告に係る記載事項、写真等の添付については、次に掲げるとおりとする。

活動区分	記載事項及び写真の添付等について
1 基礎部分に列挙される活動	
点検活動	点検結果の記録、又は点検活動の写真等を添付。
計画策定	計画策定状況の写真又は共同作業計画を添付。
実践活動	実施状況の写真等を添付。 なお、点検の結果、実施する必要がなかった場合は、点検の際の写真等で代用可。
2 農地・水向上活動	
機能診断	機能診断結果の記録、実施状況の写真等を添付。
計画策定	計画策定状況の写真又は年度活動計画を添付。
実践活動	実施状況の写真等を添付。なお、機能診断の結果、実施する必要がなかった場合は、機能診断の際の写真等で代用可。
3 農村環境向上活動	
計画策定	計画策定状況の写真又は策定した計画を添付。
啓発・普及	実施状況の写真等を添付。

実践活動	実施状況の写真等を添付。
4 促進費対象活動等	
高度な農地・農業用水等の資源の保全向上活動及び質の高い農村環境保全向上活動	実施日、実施内容、参加人数、交付金の支出項目及び支出額等を記載し、実施状況の写真及び領収書等支払を証明する書類の写し等を添付。
対象活動組織の特定非営利活動法人化	設立認証年月日、認証機関、法人登記年月日を記載し、法人の定款、関係する認証機関が発行した認証書の写し及び法人登記簿の謄本を添付。

第3 共同活動の実施状況の確認について
市町村長が行う実施状況の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

活動区分	確認方法
1 基礎部分に列挙される活動	
点検活動	実施状況報告書による。
計画策定	実施状況報告書による。
実践活動	実施状況報告書による。また、必要に応じ現地確認を行う。
2 農地・水向上活動	
機能診断	実施状況報告書による。
計画策定	実施状況報告書による。
実践活動	実施状況報告書による。また、必要に応じ現地確認を行う。
3 農村環境向上活動	
計画策定	実施状況報告書による。
啓発・普及	実施状況報告書による。また、必要に応じ啓発・普及実施時に現地確認を行う。
実践活動	実施状況報告書による。また、必要に応じ現地確認を行う。
4 促進費対象活動等	

高度な農地・農業用水等の資源の保全向上活動及び質の高い農村環境保全向上活動	実施状況報告書による。また、必要に応じ現地確認を行う。
対象活動組織の特定非営利活動法人化	実施状況報告書による。
自立的活動実施への移行	地域活動指針の基礎部分に列挙される活動、農地・水向上活動及び農村環境向上活動の実施状況の確認をもって代える。

第4 共同活動に関する確認の実施体制について

市町村は、対象活動組織との協定に基づき当該対象活動組織が実施する対象活動の実施状況を確認するものとし、その事務処理は、次のとおりとする。

1 書類審査

書類審査は、対象活動の実施状況を確認するための書類に基づき、対象活動が協定に即して適正に実施されていることを確認するものとする。

2 現地確認の事前準備

(1) 現地確認計画の策定

市町村は、対象活動組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

(2) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、土地改良区等の関係機関への協力を要請することができる。

3 現地確認の方法

(1) 現地確認は、現地において協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行うものとする。

(2) 現地確認に当たって、対象活動の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合には、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会を求めることができる。

第5 確認業務の委託

市町村は、第3の確認項目に係る確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、市町村は委託を受けた組織において確認業務が適切に行われていることについて確認するものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

(3) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

(4) 対象活動組織の構成員でないこと。

(別記9)

営農活動支援交付金の対象農用地の面積の測定について

- 1 本事業における対象農用地の面積は、本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとする。
- 2 支援対象面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。
 - (1) 実測
農林水産省農村振興局測量作業規程に準拠し、現地において実測を行う。
 - (2) 図測
2,500分の1程度以上の縮尺図等の図測により行う（なお、5,000分の1程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。）
 - (3) 共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用
共済細目書の面積（畦畔等を除いた本地面積）、地積調査の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。特に、確定測量を実施している農用地については、当該確定測量により確定した面積とする。
 - (4) 畦畔率の活用
実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況が概ね類似している地域ごとに行うものとする。
 - ア 対象農用地を抽出、実測し求めた平均畦畔率
 - イ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）
 - ウ 標準区画図から求めた平均畦畔率
 - エ 地方農政事務所等の発表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率
 - (5) その他
(1)から(4)までの方法により把握した農用地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。
また、(1)から(4)までにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、地域協議会長が別に定める方法により対象農用地の面積を把握することができるものとする。

(別記10)

先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について

第1 作物ごとにみたまとまりの程度の算定方法

- 1 算定式
作物ごとにみたまとまりの基準については、次の式により算定することとする。

$$\text{農家のまとまりの程度} = \frac{\text{営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家数}}{\text{営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家数}}$$

2 農家数の算定方法

- (1) 「営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家」として算定する農家は、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の要件を満たす農家とする。
- (2) 「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」として算定する農家は、原則として、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、次のいずれかを満たす農家とする。
- ア 経営耕地面積が30アール以上であって、対象作物を区域内で生産し、かつ対象作物を全体で10アール以上生産していること
- イ (1)の営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家であること
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、地域における米の生産調整との整合を図るため、生産調整の実施を支援の要件として追加した地域協議会については、米の生産調整を実施していない農家について、これを農家数に算入しないことができるものとする。
- (4) 「対象作物を生産している農家」とは、支援対象年度に対象作物についての収穫を行った農家とする。
- (5) (1)の要件を満たす農家に、支援対象作物について持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けている農業者が複数おり、各農業者が生産計画を作成し、当該生産計画に即して営農活動対象区域内で支援対象作物について先進的な取組を行う場合にあっては、各農業者をそれぞれ1戸の農家として農家数に算入することができるものとする。

3 「作物ごと」の考え方

「作物ごと」にみたまとまりについては、野菜類、根菜類といった作物区分、個々の作物、作型ごとなど、地域の実態に応じて選択できるものとする。

第2 作物全体でみたまとまりの程度の算定方法

1 算定式

作物全体でみたまとまりの基準については、次の式により算定することとする。

$$\text{農家のまとまりの程度} = \frac{\text{営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家数}}{\text{営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家数}}$$

$$\text{面積のまとまりの程度} = \frac{\text{営農活動対象区域内での先進的な取組の実施面積}}{\text{営農活動対象区域内の作付面積}}$$

2 農家数の算定方法

- (1)「営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家」として算定する農家は、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の要件を満たす農家とする。
- (2)「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」として算定する農家は、原則として、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、次のいずれかを満たす農家とする。
- ア 経営耕地面積が30アール以上であること
- イ (1)の営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家であること
- (3)(1)及び(2)にかかわらず、経営耕地面積が30アール以上の農家であって、営農活動対象区域内で飼料作物又は牧草の生産のみを行っている主として養畜の業務を営む農家については、これを農家数に算入しないことができるものとする。
- また、地域の施肥、防除の実態から慣行として化学肥料又は化学合成農薬を使用していないと都道府県が認める作物のみを生産する農家についても、これを農家数に算入しないことができるものとする。
- (4)(1)及び(2)にかかわらず、地域における米の生産調整との整合を図るため、生産調整の実施を支援の要件として追加した地域協議会については、米の生産調整を実施していない農家について、これを農家数に算入しないことができるものとする。
- (5)(1)の要件を満たす農家に、支援対象作物について持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けている農業者が複数おり、各農業者が生産計画を作成し、当該生産計画に即して営農活動対象区域内で支援対象作物について先進的な取組を行う場合にあっては、各農業者をそれぞれ1戸の農家として農家数に算入することができるものとする。

3 作付面積、先進的な取組の実施面積の算定方法

- (1)「営農活動対象区域内での先進的な取組の実施面積」として算定する面積は、2の(1)の農家が営農活動対象区域内の農用地で行う先進的な取組の実施面積とし、次のとおりとする。
- ア 支援対象年度に先進的な取組により生産され、収穫の行われた農作物の作付面積とし、1年間に複数回、播種・定植及びこれに伴う収穫が行われる作物については、播種・定植から収穫までを1作とした作付延べ面積とする。
- イ ただし、この場合、重複して計上した当該面積を1の算定式の分母となる「営農活動対象区域内の作付面積」に加算することとする。
- (2)「営農活動対象区域内の作付面積」として算定する面積は、2の(2)の農家が有する営農活動対象区域内の経営耕地面積を基本とし、次の面積を差し引くことができるものとする。
- ア 支援対象年度において作物の作付けを行わない面積
- イ 地域の施肥、防除の実態から慣行として化学肥料又は化学合成農薬を使用していないと都道府県が認める作物の作付面積

第3 農家数の算定に当たっての特例措置

1 利用権の設定等が行われた農用地における先進的な取組の取扱い

- (1)農家が、営農活動対象区域内の農用地について利用権の設定等(水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の2の(1)のイの(イ)の から までの条件をすべて満

たす農作業受委託契約の締結を含む。)を行い、当該農用地において先進的な取組を行う場合、当該農家に対して農用地の利用権の設定等をしている農家(区域内対象農家でなくともよいが、その世帯員が活動組織の構成員であることが必要)を、先進的な取組を行う農家数に算入することができるものとする。ただし、本措置により先進的な取組を行う農家として取り扱うこととした農家が、「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」、「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」に含まれていない場合には、これを加算してまとまりの程度を判定するものとする。

(2) 活動組織は本特例を利用しようとする場合、**取組実践計画**に参考様式第32号を追加するものとする。

2 先進的な取組を行う法人の構成員の取扱い

(1) 法人が営農活動対象区域内で先進的な取組を行う場合、当該法人の構成員のうち、先進的な取組の実施ほ場における農作業(水稻における畦畔管理、水管理は除く。)に従事している構成員を法人に代えて先進的な取組を行う農家数として算入することができるものとする。ただし、本措置により先進的な取組を行う農家として取り扱うこととした農家が、「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」、「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」に含まれていない場合には、これを加算してまとまりの程度を判定するものとする。

(2) 活動組織は本特例を利用しようとする場合、**取組実践計画**に参考様式第33号を追加するものとする。

第4 まとまりの程度を判定する地域の範囲

まとまりの程度の判定は、協定農用地等内に設定された営農活動対象区域ごとに行うこととする。ただし、農業協同組合の営農部会等先進的な取組に関して営農上の一体性を持った地域であれば、地域内に含まれるすべての営農活動対象区域の範囲を一つの区域とみなしてまとまりを判定することができるものとする。

第5 自然災害等のやむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施が困難となる場合の取扱い

1 先進的な取組を実施する農業者の死亡又は病気、自然災害等のやむを得ない理由により、生産の継続や先進的な取組の実施ができず、まとまりの基準を満たせなくなる場合については、次のとおり取り扱うことができるものとする。

(1) やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施ができなかった場合、当該取組については支援の対象外とする。

(2) やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施ができなかった場合、まとまりの程度の判定上、当該取組については化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組が計画どおり行われたものとみなすことができることとする。

2 自然災害により先進的な取組ができなかった場合における1の取扱いについては、原則として都道府県等の公的文書により、自然災害による被害に対応して、地域を限った防除等についての対応方針が示されている場合であって、当該農家が本対応方針に即した防除等を行っている場合に限り、行うことができるものとする。

- 3 やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組が実施できなかったほ場について、先進的な取組が計画どおり行われたものとみなし、まとまりの程度を判定しようとする活動組織の代表者は、実施状況報告の提出の際、参考様式第34号を生産記録に添付して市町村長に提出するものとする。
この際、生産施設の損壊、ほ場への土砂の流入等により直ちに生産を再開することが困難な場合を除き、翌年度の営農活動計画を添付するものとする。
- 4 3により参考様式34号の提出を受けた市町村長は、これを生産記録に添付し、都道府県知事に対して技術的な意見を求めるものとする。
- 5 4により意見照会を受けた都道府県知事は、その内容について確認を行い、各生産記録について化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組が行われたものとみなすことができるかどうかの判定を行うこととし、これを踏まえ市町村長に対し生産記録の確認結果を提出するものとする。
- 6 市町村長は、5の都道府県知事からの確認結果を踏まえて、実施状況の確認結果を地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

(別記11)

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について

第1 低減割合の特例の設定の基本的考え方

低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、現行の技術で化学肥料及び化学合成農薬の使用を5割以上低減することが困難な品目については、地域協議会長の申請を基に、3割までの範囲内で5割以下の低減割合を特例的に地域を限って認めるものとする。

第2 低減割合の特例の設定

低減割合の特例の設定は、次表のとおりとする。本表の巨峰とは、巨峰系4倍体品種のぶどうとする。

品目名	対象地域	備考
りんご	福島、長野	化学合成農薬の3割の特例を設定(露地栽培に限る)
なし	北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、長野、新潟、石川、福井、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、鳥取、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島	化学合成農薬の3割の特例を設定(露地栽培に限る)
西洋なし	北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、長野、新潟	化学合成農薬の3割の特例を設定(露地栽培に限る)

もも	青森、宮城、福島、栃木、山梨、長野、岐阜、愛知、和歌山、岡山	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
すもも	青森、山梨、長野	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
ぶどう (巨峰に限る)	栃木、山梨、長野、新潟、愛知、岡山、山口、福岡、佐賀	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
うめ (七折小梅に限る)	愛媛	化学合成農薬の4割の特例を設定 (露地栽培に限る)
おうとう	北海道、岩手、宮城、山形、栃木、長野、新潟	化学合成農薬の4割の特例を設定 (露地栽培及び雨よけ栽培に限る)

第3 低減割合の特例の申請手続

第1の1の地域協議会長の申請は、次に定めるとおりとする。

1 地域協議会長は、参考様式第35号により、次の(1)から(4)までの事項等を記載の上、特例措置による支援を要望する年度の前年度の6月末までに地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に申請するものとする。

- (1) 低減割合の特例の設定が必要な品目及び対象地域
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減する生産の実態
- (3) 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系
- (4) 技術的な検証結果

2 地域協議会長からの申請を受けた地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、農村振興局長等の指示を受けなければならない。

3 2の通知を受けた農村振興局長等は、次の(1)及び(2)についての技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、承認についての指示を行うものとする。

- (1) 現行の技術では、収量、品質を著しく低下させることなく、地域の慣行から化学肥料及び化学合成農薬の使用を5割以上低減することが困難であること。
- (2) 申請のあった地域と同様の条件(気象、作型等)の下で、収量、品質を著しく低下させることなく、申請のあった地域の慣行レベルの5割以下の化学肥料の施用量、化学合成農薬の施用回数で生産した取組が、ほとんどないこと。

4 地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)は、1により申請のあった低減割合の特例について、その内容が適切であると認められる場合には、地域を限ってこれを承認し、地域協議会長に通知するものとする。

る。

(別記12)

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について

第1 不耕起・冬期湛水及び秋期における稲わらのすき込み・冬期湛水

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組は、以下のとおりとする。

1 不耕起・冬期湛水

現場での普及度合いが低いこと、代かき濁水の流出抑制を通じた水質保全、冬鳥の生息環境の提供を通じた生態系の保全等に高い効果を有することを踏まえ、耕起を行わず水稲を栽培する不耕起栽培及び収穫後の水田の冬期湛水を組み合わせて行う取組（耕起は行わず、浅水代かきのみを行う取組も含む。）とする。

2 秋期における稲わらすき込み・冬期湛水

現場での普及度合いが低いこと、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が相当程度高い用水を使用して水稲を栽培する地域では、窒素除去の効果が高く水質保全に高い効果を有することを踏まえ、次の(1)及び(2)の地域における収穫後の稲わらすき込みとその後の冬期湛水を組み合わせて行う取組とする。なお、冬期湛水は原則として流水によるものに限ることとする。

(1) 要領第5の1の計画において、水中の窒素濃度を環境保全上の課題としてその低減に取り組むことが規定されている市町村等。

(2) 用水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が相当程度高く、当該取組を行うことにより、窒素を除去する高い効果がある地域。

第2 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組の申請手続

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組の申請手続は、次に定めるとおりとする。

1 地域協議会長は、参考様式第36号により化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組の内容、環境保全上の効果並びに普及の実態を記載の上、同取組による支援を要望する年度の前年度の6月末までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に申請する。

2 地域協議会長からの申請を受けた地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、農村振興局長等の指示を受けなければならない。

3 2の通知を受けた農村振興局長等は、化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について、技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、承認についての指示を行うものとする。

4 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務

局長)は、1により申請のあった取組について、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し地域協議会長に通知する。

(別記13)

営農活動に関する実施状況の確認について

第1 確認項目及び確認方法

確認項目及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

なお、各確認項目の確認主体については、都道府県及び市町村の協議により、地域の実態に応じて変更することができるものとする。この場合、都道府県は、変更後の確認主体について参考様式第61号により地方農政局長等に届出を行うものとする。

確認主体	確認項目	確認方法
市町村	1 先進的な取組に関する確認	
	・作付状況、標示票の設置	・現地確認(ほ場巡回)による
	・作付面積	・共済細目書、公的資料等による ・現地確認(ほ場巡回)による
	2 地域全体の農業者が行う環境負荷低減に資する取組に関する確認	・実施状況報告書による
	3 環境負荷低減に向けた推進活動に関する確認	・実施状況報告書による
都道府県	1 先進的な取組に関する確認	
	・化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減	・農家が作成した生産記録による ・抽出による現地確認による(ほ場巡回及び農家に対する聴取調査(使用資材の購入伝票の確認等)による生産記録が適正に記帳されていることの確認)
	・不耕起・冬期湛水	・現地確認による(ほ場巡回による不耕起・冬期湛水の実施の確認) ・農家が作成した生産記録による

	・秋期における稲わらすき込み・冬期湛水	・現地確認による（ほ場巡回による秋期における稲わらすき込み・冬期湛水の実施の確認） ・農家が作成した生産記録による
--	---------------------	--

第2 確認の実施体制

第1の確認項目及び確認方法の事務処理については、次のとおり行う。

1 現地確認の事前準備

(1) 現地確認計画の策定

市町村及び都道府県は、現地確認等を行う際は、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定する。

(2) 確認野帳の作成

市町村及び都道府県は、現地確認を円滑に実施するため、対象活動の現地確認に必要な事項について、確認野帳（参考様式第62及び第63号）を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村及び都道府県は、現地確認を円滑に実施するため、互いに連携を図るとともに、必要に応じ関係機関への協力を要請することができる。

2 現地確認の方法

ほ場巡回に当たって、対象活動の確認が市町村及び都道府県のみでは困難であると判断される場合には、対象活動組織の構成員等の立会を求めることができる。

また、農家に対する聴取調査に当たって、先進的な取組を実施している農家に対して購入伝票等の提出を求めることができる。

3 抽出による現地確認

抽出による現地確認については、毎年度、対象活動組織の5分の1以上を対象として行うこととする（なお、当該対象活動組織に対する現地確認については、先進的な取組を実施している農家の4分の1以上（現地確認の対象農家数が5戸未満の場合は全戸）を対象として行うこととする。）。

ただし、平成19年度に収穫する作物であって平成18年度に生産過程が開始する作物（4月以降に定植を行う作物は除く。）について営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織に対しては、悉皆により現地確認を行うものとする。

4 確認業務の委託

市町村及び都道府県は、第1の確認項目に係る確認業務及びこれと一体的に行われる生産計画の内容の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、都道府県及び市町村は、毎年度、委託を受けて確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

(3) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

(4) 実施確認に当たって、営農活動支援に係る対象活動に直接かかわらない第三者による客観的な確認体制が確保されていること。

(5) 対象活動組織の構成員になっていないこと。

5 都道府県等の農産物認証制度における確認結果の活用

都道府県等の農産物認証制度や農林物資の規格化及び表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第16条の登録認定機関による有機農産物の生産行程管理者としての認定において、第1の確認項目に係る確認及びこれと一体的に行われる生産計画の内容の確認が行われる場合、本確認結果をもって当該確認項目の全部又は一部が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、都道府県等の農産物認証制度の認証組織の確認結果を活用する場合には、当該組織は次の(1)及び(2)の要件を満たすことが必要である。

(1) 確認業務を行う組織が4の(1)から(5)の要件を満たしていること。

(2) 都道府県又は市町村が、毎年度、確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うこと。

(別記14)

地域協議会規約

平成 年 月 日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、 地域協議会(以下「地域協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 地域協議会は、主たる事務所を 置く。

(備考)

地域協議会の事務を複数の組織が分担して行う場合は、第2条中「 」には、主たる事務を分担する組織の住所をそれぞれ記載する。

(目的)

第3条 地域協議会は、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の推進、農業者ぐるみでの先進的な営農活動の推進、 等に資することを目的とする。

(備考)

第3条の「農業者ぐるみで先進的な営農活動の推進」の下に、「 等に資すること」等を新たな目的に加えた場合は、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあつては、第3条の「農業者ぐるみで先進的な営農活動の推進」を削除する。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 共同活動支援交付金に関する事。
- 二 営農活動支援交付金に関する事。
- 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に関する事。
- 四 達成するために必要な事。

(備考)

第三号の下に「 を達成するために必要な事」等新たな事業を加えた場合は、第3条にはそれに対応する目的を記載する。

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあつては、第4条第1項第二号の「営農活動支援交付金に関する事。」を削除する。

2 地域協議会は、前項第 号に関する事務の一部を に委託して実施する。

(備考)

第2項は、地域協議会が事務の一部を他に委託して実施しない場合には削除する。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一
- 二
- 三
- 四

(備考)

地域協議会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があつたときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名

二 副会長 名

三 監事 名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員 の 職務)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員 の 任期)

第9条 役員任期は、平成 年 月とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員 の 解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員 の 報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会 の 種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の 分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面によ

- り請求があったとき。
- 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関する事。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- 四 共同活動支援交付金の実施に関する事。
- 五 営農活動支援交付金の実施に関する事。
- 六 農地・水・環境保全向上活動推進交付金の実施に関する事。
- 七 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあっては、第16条第1項第五号の「営農活動支援交付金の実施に関する事。」を削除する。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない地域協議会においては、本章を削除する。

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

一

二

三

四

(備考)

幹事会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関する事。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - 三 その他幹事会において必要と認められた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一
- 二
- 三
- 四

(備考)

第2項の事務局の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 地域協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

6 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 その他幹事会において特に必要と認められた規程

(備考)

第六号は、幹事会を置かない場合には削除する。

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 地域協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 共同活動支援交付金
- 二 営農活動支援交付金
- 三 国からの交付金と一体的に交付される地方公共団体からの交付金
- 四 農地・水・環境保全向上活動推進交付金
- 五 その他の収入

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあっては、第26条第1項第二号の「営農活動支援交付金」を削除する。

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条第1項第四号の農地・水・環境保全向上活動推進交付金及び同条第五号のその他の収入をもって充てる。

2 地域協議会の事務に要する経費は、第26条第1項第一号、第二号及び第三号の資金から支弁してはならない。

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあっては、第28条中に記載されている第26条の各号は、第26条と整合を取るものとする。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書

- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号。以下「要綱」という。)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号。以下「要領」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農政局長に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

(備考)

「農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く地域協議会にあつては「農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。第32条から第34条について同じ。

第8章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更した場合は、農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があつた場合には、会長は、遅滞なく農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第一号、第二号及び第三号の事業が終了した場合及び地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき農政局長に返還するとともに、同条第1項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第35条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第35条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成 年 月 日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

(備考)

附則第4項において、「この規約の施行の日から」は、「平成 年 月 日から」とすることができる。

(備考)

地域協議会規約の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別記15)

地域協議会事務処理規程

平成 年 月 日制定

(目的)

第1条 この規程は、地域協議会(以下「地域協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 地域協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号

に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織 責任者)

- 一 共同活動支援交付金に係る事務
- 二 営農活動支援交付金に係る事務
- 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあつては、第3条第1項第二号の「営農活動支援交付金に係る事務」を削除する。また、本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る 地域協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る 地域協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号)、 地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第4条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(備考)

地域協議会事務処理規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別記16)

地域協議会会計処理規程

平成 年 月 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、 地域協議会(以下「地域協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、地域協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 地域協議会の会計業務に関しては、農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成 年 月 日付け 。以下「要綱」という。）及び 地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（会計原則）

第3条 地域協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 地域協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

（会計区分）

第4条 地域協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 共同活動支援交付金会計
- 二 営農活動支援交付金会計
- 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金会計
- 四 会計

2 地域協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

（口座の開設）

第5条 前条に関する口座は、 に開設するものとする。

（会計年度）

第6条 地域協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、地域協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。

2 地域協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

（出納責任者）

第7条 出納責任者は、会長とする。

（経理責任者）

第8条 次の各号に掲げる 地域協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

（事務の区分）

（経理責任者）

- 一 共同活動支援交付金に係る事務
- 二 営農活動支援交付金に係る事務
- 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務

（備考）

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあつては、第8条第1項第二号の「営

農活動支援交付金に係る事務」を削除する。

- 2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る 地域協議会文書取扱規程第5条第1項による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 年
- 二 会計帳簿及び会計伝票 年
- 三 証ひょう(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。) 年
- 四 その他の書類 年

(備考)

第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。ただし、5年を下回ることはできない。

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要簿
 - 仕訳帳
 - 総勘定元帳
- 二 補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
- 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
 - 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

- 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、農政局長に報告しなければならない。

(備考)

- 1 幹事会を置かない場合には、第17条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。
- 2 「農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く地域協議会にあっては「農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及びき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、事業年度中に1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 地域協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を農政局長に報告しなければならない。

(備考)

「農政局長」は北海道に主たる事務所を置く地域協議会にあっては「農村振興局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。

第7章 雑則

第38条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号）、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号）、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第38条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(備考)

地域協議会会計処理規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別記17)

地域協議会文書取扱規程

平成 年 月 日制定

(目的)

第1条 この規程は、地域協議会(以下「地域協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 地域協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、次項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかななければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 次の各号に掲げる地域協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分)

(文書管理責任者)

- 一 共同活動支援交付金に係る事務
- 二 営農活動支援交付金に係る事務
- 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務

(備考)

営農活動支援交付金を実施しない地域協議会にあつては、第5条第1項第二号の「営農活動支援交付金に係る事務」を削除する。また、本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。

2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る地域協議会会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(文書に関する帳簿)

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- 一 文書登録簿
- 二 簡易文書整理簿

三 文書保存簿

(文書接受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急かつ適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書(以下「起案文書」という。)は、第6条第1項第一号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第1項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁等の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程第8条第1項の経理責任者、事務処理規程第3条第1項各号に掲げるすべての事務責任者、事務局長、副会長、会長(以下「決裁権者」と総称する。)の順序とする。

(後伺い)

第13条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁

権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

（文書の専決）

第14条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

（文書の代決）

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

（供覧文書）

第16条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印等による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

（文書番号）

第17条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

- | | | | |
|---|---------|---------|---|
| 一 | 地域協議会会長 | 地域協議会第 | 号 |
| 二 | 事務局長 | 地域協議会事第 | 号 |

（備考）

は年度、 は地域協議会の名称とする。

2 文書番号は、事務処理規程第3条第1項各号に掲げる事務の区分ごとに小区分を設ける。

3 文書番号は、 地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

（文書の施行）

第18条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1項第一号の文書登録簿又は同条第1項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

2 地域協議会公印取扱規程第11条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

（発送）

第19条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第20条 前条の規定にかかわらず、地域協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

（文書の完結）

第21条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案

が終了したときは、第6条第1項第一号の文書登録簿又は同条第1項第二号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第22条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分) (保存期間)

第1類	年
第2類	年
第3類	年
第4類	年

2 文書の保存期間は、文書が完結した日から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(備考)

第1項の保存期間及び第3項の類別区分については、文書等の標準的な保存分類を参考に規定すること。

(文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第1項第三号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、その旨を第6条第1項第三号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

(雑則)

第24条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号)、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第24条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(備考)

地域協議会文書取扱規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別記18)

地域協議会公印取扱規程

(趣旨)

第1条 地域協議会(以下「地域協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、地域協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 地域協議会印 「 地域協議会」の名称を彫刻
- 二 職務印
 - イ 会長印 「 地域協議会会長」の名称を彫刻
 - ロ 事務局長印 「 地域協議会事務局長」の名称を彫刻

(備考)

第一号の地域協議会印及び第二号ロの事務局長印を作成しない場合は、削除する。

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定による公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期限が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管 守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押 印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他の事由により不在の場合、又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び農地・水・環境保全向上活動推進交付金の交付等に関する文書、契約又は通知に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑 則)

第12条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号）、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号）、地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備 考)

幹事会を置かない場合には、第12条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(備 考)

地域協議会公印取扱規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別記19)

地域協議会内部監査実施規程

平成 年 月 日制定

(趣旨)

第1条 地域協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、毎事業年度 月末日までに内部監査責任者1名を定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後 年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後 年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号)、 地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第7条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(備考)

地域協議会内部監査実施規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。